

令和2年度産業財産権制度問題調査研究

オープンイノベーションを促進するための
技術分野別契約ガイドライン（AI等）に関する
調査研究報告書

令和3年2月

株式会社 野村総合研究所

要 約

背景

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（OI）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいるが、未だ十分な成果を得られていない。

OIを阻害する問題として、企業連携契約に関する知財リスクがある。法務や知財に関する見識を欠いたスタートアップが事業会社と不適切な内容の契約を結ぶことで、イノベーションが阻害される事案が多数報告されている。

目的

「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材およびAIの二分野を対象）」「大学と大学発ベンチャーによるOI」をメインターゲットとして、円滑なオープンイノベーションを可能とするモデル契約書とガイダンスを作成する。

委員会

計6回の委員会＋ワーキンググループを組成して検討を進めた。

- ・委員長：鮫島正洋
（内田・鮫島法律事務所 代表パートナー）
- ・委員：7名

公開情報調査

4つの分野について、公開情報調査を実施した。

ヒアリング調査

大学、大学発ベンチャー等（計20法人）に対して実施した。

まとめ

「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」については、委員会で昨年度に引き続き検討を行い、秘密保持契約、PoC契約、共同研究開発契約、ライセンス契約の計4つのモデル契約書およびタームシートを作成した。「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（AI分野）」については、委員会で検討を行い、秘密保持契約、PoC契約、共同研究開発契約、利用契約の計4つのモデル契約書およびタームシートを作成した。「大学と大学発ベンチャーによるOI」については、委員会で検討を行い、ライセンス契約、共同研究開発契約の計2つのモデル契約書およびタームシートを作成した。なお、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。加えて、「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方やOIに必要な考え方の理解を促進するための資料としてガイダンスを作成した。

I. 調査研究の背景及び目的

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいるが、未だ十分な成果を得られていない。

その原因のひとつに、大企業等の事業会社による中小ベンチャー企業に対する知財搾取の問題が指摘されている。公正取引委員会（以下、「公取」という。）が実施した実態調査報告書では、優越的な地位にある事業者が不公正な技術取引契約によって中小ベンチャー企業等製造事業者のノウハウ・特許等を不当に搾取している実態が明らかになった。このように新たに生み出されたイノベーションの芽を摘むような行為を放置すれば、イノベーションシーズの出し手たるベンチャーや大学の研究開発の意欲を低下させ、また資金が還流しないことで研究開発の継続が困難となり、日本から新たなイノベーションが消失することになりかねない。

この事業会社によるイノベーション搾取の構造を作り出す主要因が、技術取引契約（秘密保持契約、共同研究、ライセンス契約）である。さらにその背景として、ベンチャー等の知財法務の知識不足、また事業会社のベンチャー等への無理解であることは従来から指摘されているところである。

以上の問題意識を背景に、単なる普及啓発に留まらない、対ベンチャーには知財法務の知見を提供しつつ具体の解決策を提示するための手引きとして、対事業会社にはベンチャーと中長期にわたり良好な関係を築き、ひいては持続的なイノベーションを実現するための手引きとして、「オープンイノベーションのための契約ガイドライン」の策定に取り組んできたところである。

令和元年度事業では、本ガイドラインの策定にあたり、委員会等の議論を経て、以下の2点をその作成方針とした。

- OIに関わるプレイヤー毎に、技術取引契約を通じて達成したい利益が異なることから、当面はイノベーション喪失リスクが高いことが予想される研究開発型ベンチャーと大企業の連携契約にフォーカスすること。
- 従来のひな形の問題点を克服するため、仮想のベンチャー企業に提供するための契約書とすることで、その解像度を上げ、交渉上の留意点や公正な権利帰属、利益分配などのスキームを提案できる「モデル契約書」とすること。

上方針に沿った委員会での検討の結果、令和元年度事業では、革新的な新規素材を開発したベンチャーを想定して、当該ベンチャーが自動車部品メーカーである大企業と締結すべきモデル契約書（素材）を検討した。ベンチャーや相対する大企業の仮想イメージを設定することで、調査で明らかになったトラブル事例等から契約交渉で争点となるポイントがより明確になり、その具体的な対応策と交渉上の留意点を明らかにすることができた。

他方、①令和元年度事業では、調査ターゲットを研究開発型ベンチャーと大企業の連携に限定したが、大学や国立研究所等とそれらと連携する企業の技術契約にも課題があるこ

と、②モデル契約書の仮想ベンチャーの技術分野を素材としたが、データの取扱いが重要となる AI 分野でも技術契約上の課題があることから、本調査研究では、次の調査研究を実施することを目的とした。

- ① 大学及び大学等と連携した実績のある事業者へのヒアリング調査を実施して、その取引実態を踏まえ、OI の成功確度を高めるための手法とその啓発方法について検討する。
- ② AI に関連する OI 経験を有する有識者へのヒアリング調査等を実施して、その取引実態を踏まえ、OI の成功確度を高めるための手法とその啓発方法について検討する。

II. 調査研究内容及び実施方法

モデル契約書とガイダンスは、以下の3つの実施手法に基づいて検討を進めた。

1. 委員会による検討

委員会は、6回に渡って開催し、主にモデル契約書についての検討を行った。また、委員会と並行してワーキング・グループ（以下、WG）を設置し、特にモデル契約書について、専門的な知見を有する弁護士にご協力を頂きながら詳細を検討した。

2. 公開情報調査

公開情報調査では、①AI分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等、②ロボティクス分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等、③大学との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等、④国研との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等、の4つの分野を調査した。

3. ヒアリング調査

ヒアリング調査は、主に大学と大学発ベンチャーによるOIのためのモデル契約書作成に向けた課題や解決策の把握を目的として実施した。なお、ヒアリングは、大学7者、大学関連機関（大学系ベンチャーキャピタルおよびTLO）5社、ベンチャーキャピタル2社、大学発ベンチャー3社、大学や大学発ベンチャーとのOIに知見を有する事業会社1社に対して実施した。加えて、AI分野および大学分野におけるモデル契約書作成の方向性について、有識者へのヒアリングをそれぞれ1回実施した。

III. 調査結果

昨年度の調査結果を踏まえ、モデル契約書の作成を行った。なお、本年度は、モデル契約書に加え、各契約書についてタームシートを作成した。

モデル契約書の作成にあたっては、昨年度の方針と同様に、仮想の交渉シーンを設定することで、内容の解像度を上げ、交渉上の留意点や公正な権利帰属、利益分配などを具体的に提案している。

1. モデル契約書

「研究開発型スタートアップと事業会社による OI（新素材分野）」については、委員会で昨年度に引き続き検討を行い、秘密保持契約、PoC 契約、共同研究開発契約、ライセンス契約の計 4 つのモデル契約書およびタームシートを作成した。「研究開発型スタートアップと事業会社による OI（AI 分野）」については、委員会で検討を行い、秘密保持契約、PoC 契約、共同研究開発契約、利用契約の計 4 つのモデル契約書およびタームシートを作成した。「大学と大学発ベンチャーによる OI」については、委員会で検討を行い、ライセンス契約、共同研究開発契約の計 2 つのモデル契約書およびタームシートを作成した。なお、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。作成の前提として、「一般的なひな形ではなく、特定の協業ケースを想定したモデル契約を作成する」方針とした。モデル契約書には、モデル契約書が想定しているシーン、各条項・条文、オプション条項、という構成としている。さらに、逐条解説は、モデル契約書を用いた交渉のポイント、各条項の趣旨、その他に選択し得る条項文、コラム、など、読者にとってモデル契約書の解説となる内容としている。

2. ガイダンス

「研究開発型スタートアップと事業会社による OI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方や OI に必要な考え方の理解を促進するための資料としてガイダンスを作成した。本ガイダンスは、事業会社（知財・法務担当など）、スタートアップ（特に、新規性のあるコア技術を基に事業を興そうとするスタートアップ）、スタートアップ支援者（VC など）を主な想定読者として作成した。モデル契約書の内容を要約する目的ではなく、OI に取り組む際に拠り所とすべき価値観＝「価値軸」の普及・啓発、モデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能性もある点への理解促進、事業会社とスタートアップ間での対価交渉を会話形式で示すことで交渉時のポイントをリアルに提示することを主な目的としている。

構成としては、「価値軸」の解説および留意点の共有を通してあるべきオープンイノベーションの姿について解説したうえで、具体的な事例ベースで交渉シーンを提示する形となっている。

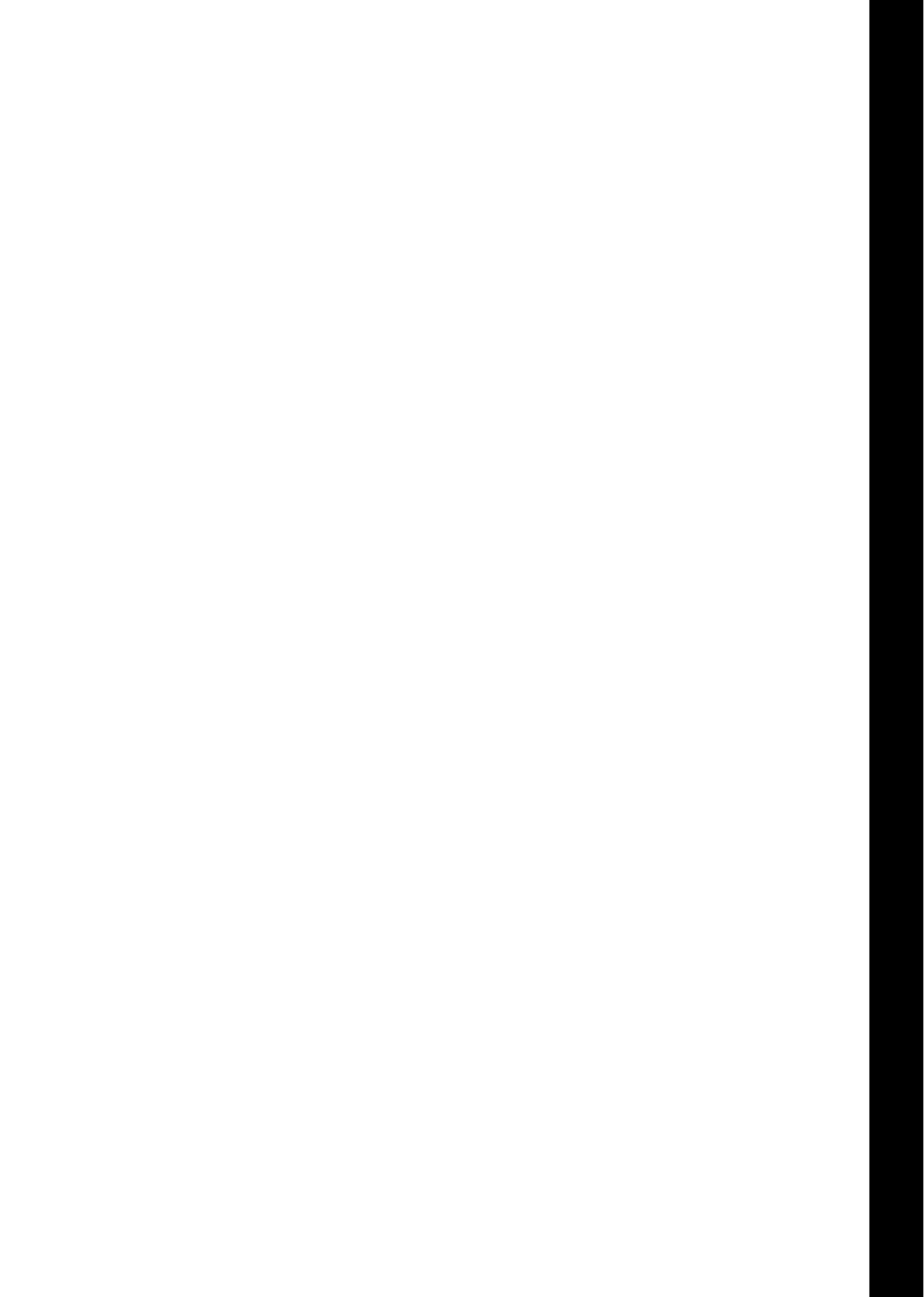
IV. 提言

本年度業務では、新素材分野、AI分野、大学分野のモデル契約書を作成した。次年度には、既存のモデル契約書のアップデートを進める方向性とモデル契約書やOIの価値軸の更なる普及促進策を実施する方向性が考えられる。

まず、既存のモデル契約書のアップデートについて、新たなモデル契約書として、大学・大企業間のモデル契約書、ロボティクス×AI（エンベデッド型）、スピンオフベンチャー（大企業の知財で社員がスピンオフするケース）を作成することが考えられる。加えて、既存のモデル契約書のアップデート・情報の整理として、モデル契約書の活用状況調査および調査結果を踏まえた改善案の検討、契約実務経験が少ない読み手でも気軽に手に取れるデザインへの変更、政府による関連事業を含めて内容を追加的に整理し、HPに集約化することが考えられる。また、交渉シナリオの作成として、本年度に作成した新素材分野における交渉シーンに加え、AIや大学分野の交渉シナリオを作成することが考えられる。

次に、モデル契約書やOIの価値軸の更なる普及促進策としては、モデル契約書の各契約種別の解説に加えて、価値軸の議論をはじめOIの基本的な考え方や知見が整理された成果物を作成・公表することが考えられる。さらに、OIのプレイヤーごとのターゲットを絞ったアプローチとして、大企業の経営層、法務・知財部の意識改革に向けた活動が考えられ、例えば、OIに意欲がある大企業向けの価値軸セミナー・ワークショップや外部機関を巻き込んだ情報発信がオプションとなり得る。また、スタートアップの契約リテラシー向上に向けた活動として、スタートアップ向け契約入門セミナー・ワークショップが考えられる。加えて、大学における取組推進に向けた活動として、OI経験が少ない地方大学・企業向けOIセミナー・ワークショップも考えられる。このほか、OIエコシステムの構築・活性化に向けた活動として、地域のOI活動の中心となるプレイヤー（大企業、スタートアップに加え、弁護士・弁理士、アクセラレータ、自治体、金融機関、投資家など）向けに情報を打ち込むことが有効と考えられる。

これらの取組を実践することで、「価値軸」が普及し、OIのあるべき環境整備がさらに進むものと考えられる。



「オープンイノベーションを促進するための技術分野別

契約ガイドライン（AI等）に関する調査研究 委員会」委員会名簿

委員長

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 代表パートナー・弁護士

委員

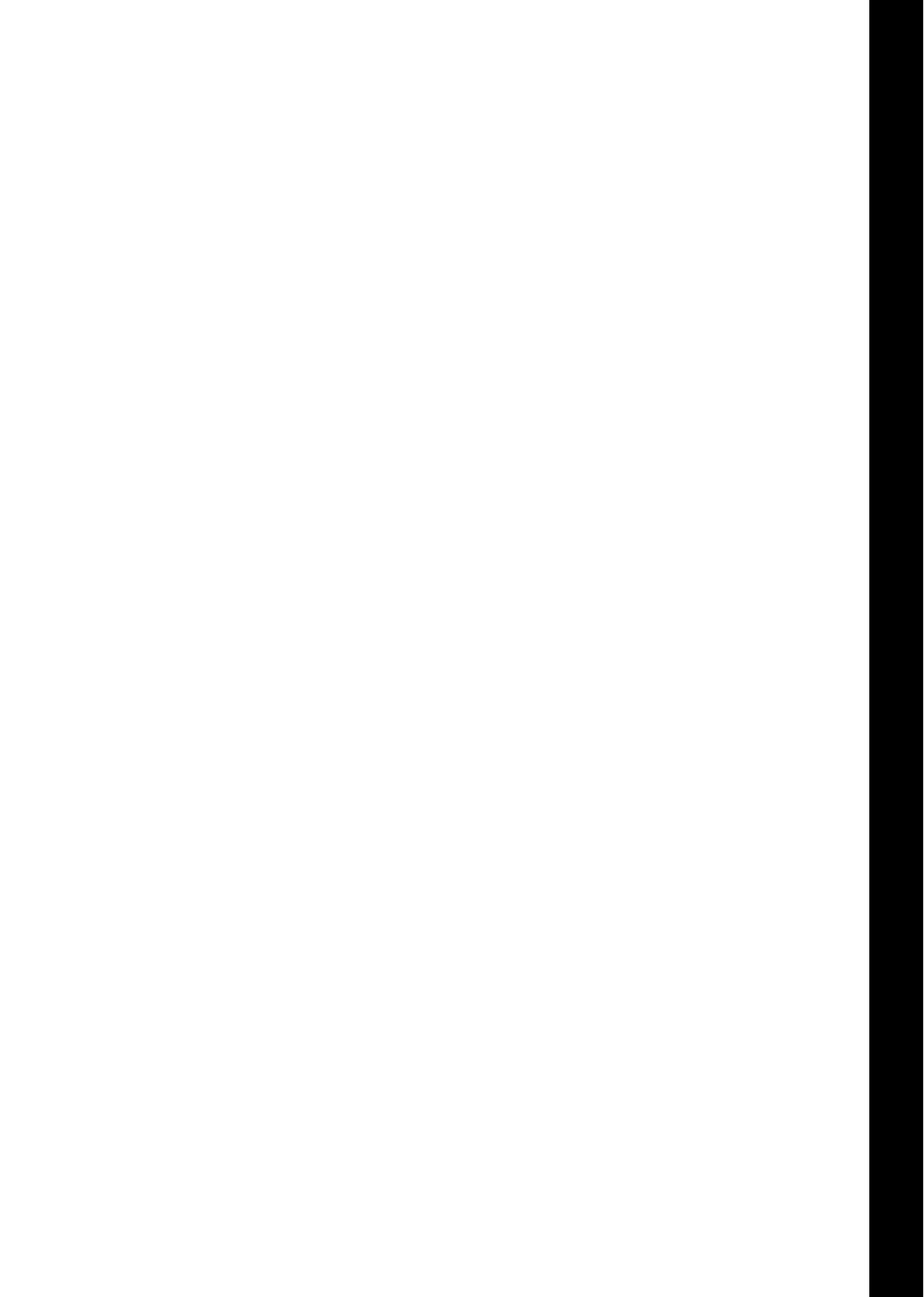
江戸川 泰路 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー ※第四回委員会以降
久池井 淳 一般社団法人未踏 執行理事 CSO /
株式会社マクニカ Senior Advisor(顧問)
天神 雄策 東京大学 TLO 取締役
中村 亜由子 eiicon company 代表/founder
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー
丸山 和徳 アステラス ベンチャー マネジメント プレジデント
村上 泰一郎 ピクシーダストテクノロジーズ 代表取締役 COO

オブザーバー

小松竜一 特許庁 オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長
齋藤健児 特許庁 オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理
高田龍弥 特許庁 オープンイノベーション推進プロジェクトチーム
瀧島勇樹 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 課長
三藤慧介 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 課長補佐

事務局

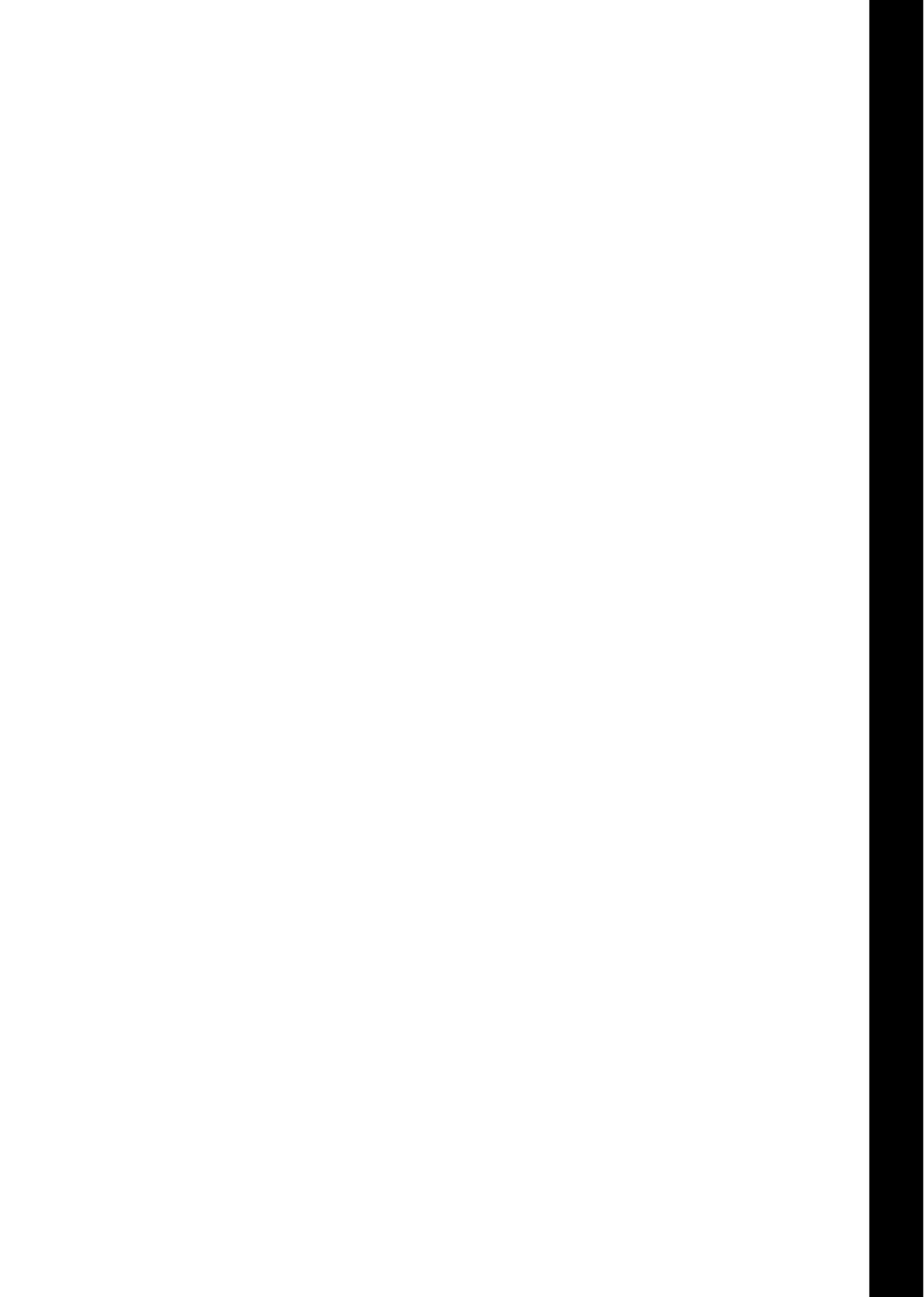
山本飛翔 中村合同特許法律事務所 アソシエイト/弁護士・弁理士
福岡真之介 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士
柿沼太一 STORIA 法律事務所 代表パートナー/弁護士
野本遼平 グロービス・キャピタル・パートナーズ キャピタリスト/弁護士
井上拓 日比谷パーク法律事務所 アソシエイト/弁護士・弁理士
駒村和彦 野村総合研究所 グループマネージャー
和田尚之 野村総合研究所 主任コンサルタント
間島大介 野村総合研究所 コンサルタント
青野将大 野村総合研究所 コンサルタント

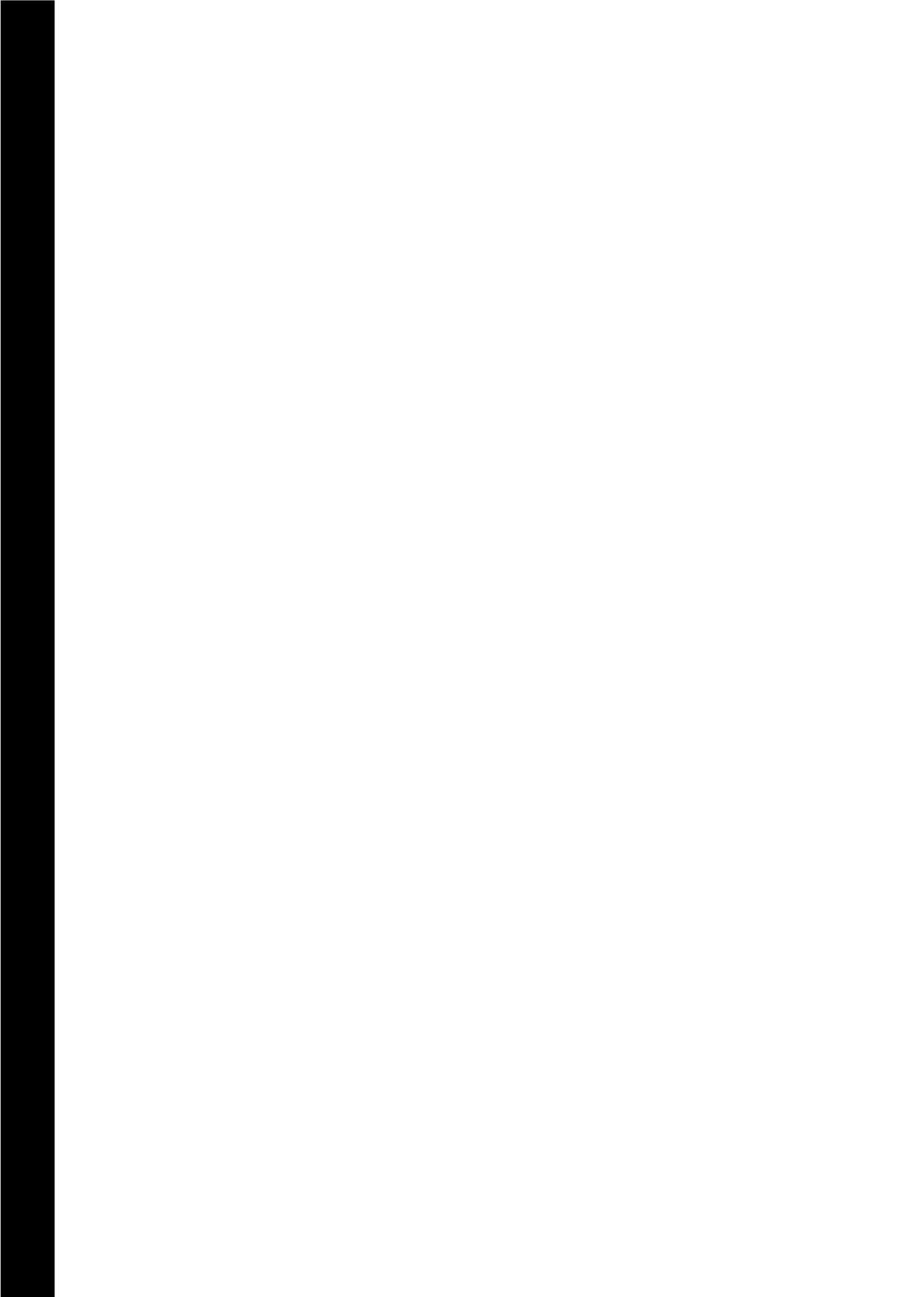




目次

I. 委員会による検討	1
1. 第1回委員会	1
2. 第2回委員会	2
3. 第3回委員会	3
4. 第4回委員会	4
5. 第5回委員会	5
6. 第6回委員会	6
7. ワーキンググループ	7
II. 公開情報調査	8
1. AI分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等	8
2. ロボティクス分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等	9
3. 大学との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等	10
4. 国研との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等	12
III. ヒアリング調査	13
1. ヒアリング対象	13
2. ヒアリング結果	14
IV. モデル契約書及びモデル契約書の読み方ガイダンス（仮称）の策定	18
1. モデル契約書	18
2. モデル契約書の読み方ガイダンス（仮称）の策定	75





I. 委員会による検討

委員会は、6回に渡って開催し、主にモデル契約書についての検討を行った。また、委員会と並行してワーキング・グループ（以下、WG）を設置し、特にモデル契約書について、専門的な知見を有する弁護士にご協力を頂きながら詳細を検討した。なお、WGを進めていくに当たり、必要に応じて、WGメンバー以外の専門家への意見も伺った。

1. 第1回委員会

日時：令和2年5月28日（木）16：00～18：00

場所：WEB開催

議事次第：

1. 開 会

2. 議 事

(1) モデル契約書（新素材）の提示・検討・決定

(2) 「大企業と研究開発型スタートアップのオープンイノベーション促進のための契約手引き」の提示・検討・決定

3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

2. 第2回委員会

日時：令和2年7月17日（金）10：00～12：00

場所：特許庁会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) モデル契約書（新素材）における対価の考え方の検討・決定
 - (2) モデル契約書（AI）の想定シーン・タームシートの検討・決定
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

3. 第3回委員会

日時：令和2年9月14日（月）14：00～16：00

場所：特許庁会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) モデル契約書（AI）の検討・決定
 - (2) モデル契約（新素材）における対価の交渉シーンの検討・決定
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

4. 第4回委員会

日時：令和2年11月24日（火）16：00～18：00

場所：野村総合研究所会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) モデル契約書（AI）の確認・決定
 - (2) モデル契約（新素材）における対価の交渉シーンに関する公表方針の検討・決定
 - (3) モデル契約書（大学）の作成方針の検討・決定
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

5. 第5回委員会

日時：令和3年1月5日（火）14：00～16：00

場所：特許庁09S1会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 大学発ベンチャーの設立状況調査結果速報の共有
 - (2) モデル契約書_ライセンス契約書（大学）の検討・決定
 - (3) モデル契約書_共同研究契約書（大学）における想定シーンおよび
タームシートの検討・決定
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

資料4 モデル契約書（大学）

資料5 第4回委員会議事録【確定版】

6. 第6回委員会

日時：令和3年1月22日（金）10：00～12：00

場所：WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 令和2年度大学発ベンチャー実態等調査速報の共有
 - (2) モデル契約書（大学）のライセンス契約書の確認・決定
 - (3) モデル契約書（大学）の共同研究開発契約書の確認・決定
 - (4) 次年度に取り組むべき内容についてのディスカッション
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

資料4 モデル契約書（大学）

資料5 第5回委員会議事録【確定版】

7. ワーキンググループ

本事業の委員会の下部組織としてワーキンググループを設置して、モデル契約書（案）の作成・編集等を依頼した。ワーキンググループでは、以下の先生方にご尽力を頂いた。

所属・氏名	モデル契約書（案）作成時の役割		
	新素材	AI	大学
日比谷パーク法律事務所 アソシエイト／弁護士・弁理士 井上拓	副担当	副担当（PoC 契約書）	副担当（ライセンス契約書）
STORIA 法律事務所 代表パートナー／弁護士 柿沼太一	副担当	主担当	副担当（ライセンス契約書）
グロービス・キャピタル・パートナーズ キャピタリスト／弁護士 野本遼平	副担当	副担当（秘密保持契約書）	副担当（共同研究開発契約書）
西村あさひ法律事務所 パートナー／弁護士 福岡真之介	副担当	副担当（共同研究開発契約書）	副担当（共同研究開発契約書）
中村合同特許法律事務所 アソシエイト／弁護士・弁理士 山本飛翔	主担当	副担当（利用契約書）	主担当

なお、ワーキンググループの推進に当たっては、以下の関係課室にも多大なるご協力を頂いた。

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室

II. 公開情報調査

公開情報調査では、「AI」「ロボティクス」「大学」「国研」の4分野について、契約上の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法を整理した。調査結果の内容は、以下の通り。

1. AI 分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等

AI 分野における契約上の問題点とそれに対応する問題事例、それに対して考えられる解決手法等を以下の3つの分類で調査した。

- ① 知財帰属と利用権
- ② 権利関係並びに責任関係の定義
- ③ 精度・知財非損害の保証

図表 1 : AI 分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法

問題点及びその事例		解決手法
知財帰属と利用権	元データの特異性が高いこと等により、知財の帰属の判断基準や知財の範囲が実務上ケースバイケースとなることがある。	契約の中で、権利の帰属について定めるだけでなく、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していくことで、当事者の目的に応じた枠組みを提示することが望ましい。
	ベンチャーが元々知財を有するベースモデルと、それをベースに共同開発で作られたカスタマイズモデルの切り分けが難しく、知財の帰属・利用の整理が困難である。	契約の当事者の求めていることを理解した上で、契約を結ぶことが重要である。たとえば、学習済みモデルの権利を連携事業者に帰属させた上で、開発後、一定期間の目的外利用や競業的利用を相手に禁止する等の対応をすることによって、当事者双方の利益に合致する契約を締結できる場合もある。
権利関係並びに責任関係の定義	プログラムのソースコード部分は、著作物として扱われる可能性があるが、学習済みモデルを構成する、学習済みのパラメータに対して、著作権の対象となる範囲がどの程度か明瞭に決まっていない。	学習済みモデルという定義の中に、どの程度まで含まれているのかの認識のすり合わせを契約交渉前に実施・整理したうえで、契約を締結するのがよい。特にその利用目的や範囲に一定の制限を設けるか否かについて、希望がある場合には、契約書上で明記するのが望ましい。
	あるデータを学習した AI ソフトウェアが、第3者に損害を与えた場合に、その損害がデータに起因するのか、ソフトウェアに起因するのか、現状の不法行為法（生じた結果に寄与した者が責任を負担）では明確な結論を得難い。	当事者の合意のもと、事業に即した責任の分配方法を明瞭なルールとして定めることが望ましい。また、その交渉に際し、対価の額や支払条件等の設定を交渉ツールとして利用することが有効である。

精度・知財非侵害の保証	AI開発特性上、成果物の精度を事前に保証することが困難である。例えば、PoC 契約にて、明確な作業内容や成果物を設定せずに契約を結び、AI システムの開発を行ったところ、AI 開発の結果を提示したところ、追加の作業を無償で求められた。	開発プロセスにて①学習済みモデルの実現可能性の検討段階、②PoC 段階、③開発段階、④追加学習段階を設けて、段階ごとに自らの目的を実現することができるか、次の段階に進むか否かについて探索しながら、検証と当事者相互の確認を得ながら段階的に開発を進めていくプロセスを導入することが望ましい。
	成果物の品質保証は難しいと繰り返し伝えたのかかわらず、完成直前に連携事業者が当社に対して、成果物の精度保証を求めてきた。その上で保証された制度を満たしていないと判断されて、報酬を減額された。	事前の性能保証が困難であること、並びに事後的に検証することが困難であることを踏まえた、スタートアップと連携事業者、当事者間でそのリスクが分配されるように対価を調整した開発契約の締結を検討することが望ましい。

(出典) 公正取引委員会「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」 1-91

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease_2.pdf [2021 年2 月17 日],

農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン—ノウハウ活用編—」 1-149

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-1.pdf> [2021 年2 月17 日]を基に NRI 作成

2. ロボティクス分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等

ロボティクス分野における契約上の問題点とそれに対応する問題事例、それに対して考えられる解決手法等を以下の3つの分類で調査した。

- ① 体制・役割と責任の分担
- ② 知財の帰属並びに保護
- ③ 協業者の切り替え

図表 2：ロボティクス分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法

問題点及びその事例	解決手法
体制・役割と責任の分担	例えば、契約面にて、開発フェーズを区切り、各段階での目標や期間、必要な費用、責任の所在などを明確にする SOW (Statement of Work) を盛り込んで責任の所在や事業ピボットの際の費用交渉をスムーズに行うことができるようにすることが望ましい。
複数企業による共同開発の際に、役割分担や責任分担の整理方法が明確に決められず、後々にトラブルが生じた際に、その対処で困惑することがある。	契約対象としている業務範囲を明確に区切るか、解消事由を定めておくほうが良い。資本金額によっては下請法の規制対象となり、発注書の明確化や支払い遅延防止などの義務を負うことに注意する必要がある。

知財の帰属並びに保護	「抜本的なやり直し」により、協業先の工場変更になったときに、初期の協業先からの製作図面の買取が必要となるが、その交渉がうまくいかず、場合によっては法務トラブルにもつながることもある。	製作図面を買い取る前提で契約・金額交渉を進める。またスタートアップは自社判断で、複数の工場を試作先として選択肢に常に含めるようにすべきである。
	ハードウェア系のプロダクトは、リバースエンジニアリングのリスクが常に存在するが、問題が発生してからの対応ではトラブル対処は後手になる。	自社のコア技術を守るためには、必要なタイミングですぐに相談できる外部の弁理士や弁護士を確保すべきである。スタートアップの持つ新技術や事業は、弁理士や弁護士にとって理解するのに時間がかかるものであるため、前もって信頼できる専門家を確保しておくことが重要である。
協業者の切り替え	共同開発と量産で協業するパートナーが変わる場合に、知財だけでなく設計・生産のノウハウがスムーズに移転できない。例えば、原理試作時のプロダクトの回路図を製造業者から提供してもらえないことやまたは図面の著作権に係る譲渡の際に、使用許諾権を有償での買い取りで高額請求されることがある。	協業開始前に、バックグラウンド IP を整理して明示することで協業開始後の知財との混同を避けることが重要である。協業開始後に発生するであろう知財（例：試作図面、回路図）の帰属先を事前に具体的に決めておく。ビジネスモデル上必要なのであれば最低限使用権を確保する交渉を行う。
	開発が完了した後、量産して販売するまでの期間が長いため、ベンチャー側のキャッシュフローに負担がかかる。例えば、リードタイムが長い部品に関してのみ先んじての費用支払いを求められることで、資金繰りに苦しむ事態が発生。	費用分担や製造能力、スケジュール等について事前に相談すると同時に、契約書で取り決めを行う。加えて、残材等の買取についても、製造物責任保険の加入も含め、製造物責任発生時の対応を協議の上で取り決めるべきである。

(出典) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ「ものづくりスタートアップのための契約ガイドライン」 1-20

https://startup-f.jp/assets/pdf/guideline/startup_guideline.pdf [2021 年 2 月 17 日]

一般社団法人 環境共創イニシアチブ「Startup Factory 構築事業 連携ケーススタディ 2018 年度版 Case study」

https://startup-f.jp/assets/pdf/guideline/startup_guideline.pdf [2021 年 2 月 17 日]を基に NRI 作成

3. 大学との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等

大学との連携における契約上の問題点とそれに対応する問題事例、それに対して考えられる解決手法等を以下の 3 つの分類で調査した。

- ① 知財の帰属先
- ② 対価の設定方法
- ③ 契約交渉にかかる時間

図表 3：大学分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法

問題点及びその事例	解決手法
知財の帰属先	<p>研究開発期間中に生まれた、当初想定していなかった知財について、その帰属先を整理することが難しい。</p> <p>大学の特許が、企業との共同出願の特許であるために、大学発ベンチャーの設立に当たって、その事業計画にとって重要な特許の利用承諾を得られないリスクを抱え、VC の投資判断に影響を与える。</p>
対価の設定方法	<p>特許の取得維持に支出した経費の回収、産学連携活動を支えるべく財務基盤を強化するためという理由で、スタートアップに支払えない金額の対価を求めてしまう。</p> <p>対価の計算方法を明確に定めておらず、その適正価格の決定のために、時間がかかる。</p>
契約交渉にかかる時間	<p>特許出願による大学発ベンチャーの設立や、その際のコア技術の契約交渉で合意をとろうとするたびに、決済プロセスが必要で時間がかかる。</p> <p>大学規定が厳しく、少しでも前例にない契約を結べない。特に国立大学法人については、出資の対価としての株式保有の禁止等、制約が多数存在する。</p>

(出典) 経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」1-66

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf [2021年2月17日]

経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」1-84

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/200630_guideline_tsuicho_r2.pdf [2021年2月17日]

を基にNRI作成

4. 国研との連携に関する技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法等

国研との連携に関する契約上の問題点とそれに対応する問題事例、それに対して考えられる解決手法等を以下の3つの分類で調査した。

- ①知財の帰属先などの整理
- ②知財の対価の設定
- ③知財化に向けた手続き

図表 4：国研分野における技術契約の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法

問題点及びその事例		解決手法
知財の帰属先などの整理	国研の契約書を使うと知財が国研に帰属してしまい、スタートアップの知財を持つが故の強みが失われる。	共同研究から派生したデータや知的財産は、企業の単独保有または国研との共有とすることで大学等及び企業での利用や第三者への提供に支障がないように整備するのが良い。
	研究開発期間中に生まれた、当初想定していなかった知財について、その帰属先を整理することが難しい。	共同研究の発明の種類（装置の発明、材料の発明等）に応じた、特許の保有のルール（単独保有/共有保有）を定めて運用するのも一案である。
知財の対価の設定	特許等の使用許諾を受ける際に、条件が厳しすぎる（不実施保証など）。	双方 win-win な関係を目指していくためにも、国立研究開発法人等が単独保有する特許の実施権に対する企業の要望（独占的通常実施権）に対して、特許出願・維持費の負担等と引き替えに、柔軟に対応すべきである。
	共同研究経費の計算方法が明確に定まっていないため、双方の経費に関する合意を得るのに時間がかかる。	国研が、個々のプロジェクトごとに根拠に基づいて経費を算定することで、対価の必要性や設定根拠の透明化・明確化を図り、さらにこの算定基準を基に交渉においてリーダーシップをとることが求められる。
知財化に向けた手続き	技術シーズの短期的な事業化（ライセンス等）の視点のみで評価する余り、ベンチャーのコア技術シーズの特許出願・登録が阻害されるというケース	ベンチャーキャピタル等が研究開発段階から関与し、事業化視点で研究開発プロジェクトや知的財産マネジメントを推進し、適切な権利保護を図っていくことが有効である。
	企業の事業ピボットにより共有特許権が権利保有者である企業において全く使われないことを国研が嫌がって交渉が進まない。	権利保有企業において実用化されていない共有特許を第三者に実施許諾可能とする等、保有する特許権を積極的な活用結びつけるための制度設計を用意するのは一案である。

(出典) 文部科学省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン<本文>」1-66

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/12/27/1380912_02.pdf [2021年2月17日]

文部科学省「大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について<本文>」1-55

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/03/18/1368175_02.pdf [2021年2月17日]

を基にNRI作成

III. ヒアリング調査

モデル契約書の作成等へのインプットとして、大学、大学関連機関、ベンチャーキャピタル、大学発ベンチャー、事業会社、弁護士・公認会計士に対するヒアリングを20件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

1. ヒアリング対象

大学7者、大学関連機関（大学系ベンチャーキャピタルおよびTLO）5社、ベンチャーキャピタル2社、大学発ベンチャー3社、大学や大学発ベンチャーとのOIに知見を有する事業会社1社に対してヒアリングを実施した。加えて、AI分野および大学分野におけるモデル契約書作成の方向性について、有識者へのヒアリングをそれぞれ1回実施した。ヒアリングを実施した組織は、以下の通り。

図表 5：ヒアリングを実施した組織

分類	組織
大学	A 大学
	B 大学
	C 大学
	D 大学
	E 大学
	F 大学
	G 大学
大学関連機関	大学関連機関 H
	大学関連機関 I
	大学関連機関 J
	大学関連機関 K
	大学関連機関 L
ベンチャーキャピタル	ベンチャーキャピタル M
	ベンチャーキャピタル N
大学発ベンチャー	大学発ベンチャー O
	大学発ベンチャー P
	大学発ベンチャー Q

事業会社	事業会社 R
弁護士・公認会計士	弁護士事務所 S
	公認会計士事務所 T

2. ヒアリング結果

上記のヒアリング先組織と委員への事前ヒアリングを行った結果は、以下の通り。大学と大学発ベンチャー間の OI に伴って発生する問題のうち、ヒアリングで特に重視すべきとして指摘された「対価」「研究シーズ・知財の扱い」等についてとりまとめた。

図表 6：ヒアリング結果の概要

問題		ヒアリングでの声
対価	① 大学とベンチャーの対価条件に関する合意形成が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大学の知財部は、<u>ライセンス件数等の数値目標を重視しており、大学発ベンチャーの経営に対する理解が不足しているため、経営に対してネガティブな条件を提示してきたりする</u>（大学発ベンチャー） ➤ <u>知識・経験不足の大学は、アップフロントで対価を要求する傾向にあるが、キャッシュが不足している大学発ベンチャーとしては、分割払いやストックオプションなどの選択肢を説明することが重要である</u>（国立大学 VC） ➤ 当初は特許権を譲渡する前提で契約交渉を進めていたところ、契約直前で急遽ストックオプションの付与、ロイヤリティが必須と言われ、それまでの交渉が無駄になったことがある。なお、ストックオプション、ロイヤリティの条件も不利な内容であった。その後、粘り強く交渉を続け、最終的には、満足できる条件で契約締結できた。ただ、合意に至るまでの交渉に 1 年 3 か月程度かかったのが一番大きな不満である（大学発ベンチャー）

<p>② ストックオプションに対する理解が不足しており交渉のオプションにならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最初のストックオプションの交渉の際に、担当者や予約権の管理者、管理体制等が定まるため、大学によって「<u>過去に一回実施したかどうか</u>」でストックオプションへの順応度合いが大きく異なる（国立大学 TLO） ➤ 対価は、アップフロントフィー、ストックオプション、ランニングロイヤリティ等の組み合わせで設定するケースが多いが大学にストックオプションを採用してもらうことは難しいのが現状である。大学に知識や経験も無いため、そのような判断ができない大学が多くあるのが実態である（国立大学 VC） ➤ ストックオプションは大学に規定がないとできない。学内規定を作る時点からアドバイスをすることもあった。（VC）
<p>③ 対価の算定方法が分からない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ベンチャーは PoC を通して製品価格を変えることが頻繁にあるので、対価条件に関する絶対的正解を契約時に置くのはかなり困難だと考える（私立大学） ➤ 知財の資産価値算出方法がないと、対価計算が難しくなる。国立大学では、国立大学法人会計基準が適用されるため、企業会計のような減価償却の概念がなく、知財を資産として可視化することがまだ進んでいない。（国立大学 VC）

<p>研究シーズ・知財の扱い</p>	<p>④大学側に帰属が残ることが大前提になっており、ベンチャーに通常実施権のみが付与 (競業避止がないため VC からみたときの魅力がない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>大学としてはベンチャーに譲渡してしまうと研究の継続性が失われるリスクや、転売される可能性もあるのが怖い</u> (私立大学) ➤ 大学と大学発ベンチャー間の適切なライセンス契約を整備すべき。関連して、(譲渡前提で交渉を進めてきたにもかかわらず契約直前でライセンス契約しか受け入れられないとなった経験を踏まえ) <u>知財を大学発ベンチャー側に帰属させるようなスキームを整備すべきではないか</u> (大学発ベンチャー) ➤ 投資家の立場として、<u>大学発ベンチャーが独占実施権を有する事は重要である一方で、大学にその重要性を理解してもらえず通常実施権を前提とした交渉になる場合がある</u>。また、独占実施権だったとしてもその期間と対象範囲に制限があった場合、投資を受けることはできず、IPO や M&A も難しい。(国立大学 VC) ➤ 投資家としては譲渡が必須とは考えていない。<u>譲渡すると特許の管理コストも発生するのでケースバイケースではないか</u>。(VC) ➤ (弊学では譲渡も行っているが) <u>大学からの知財の譲渡を減らした方が良い</u>と感じている。譲渡による一括売り切りモデルではなく、ケースバイケースでランニングコストとしてもらうことや、新株予約権を設定して将来的なリターンを増やすことも検討すべきと考える。ベンチャーが特許の買い取りに高いインシヤルコストを支払うのは、ベンチャーの資金状態によっては成長を妨げる可能性もあるため。(国立大学)
--------------------	--	--

	<p>⑤ 大学の持つ知財が大企業などと共有になっているため、ベンチャーに望ましい形での実施権設定・譲渡ができない</p>	<p>➤ 大学と大企業の共有となっている知財の譲渡交渉をしているが、<u>大学からは、大学と大企業間の対価に関する契約を継承する場合のみ譲渡可能であると言われており、その場合、自分たちに不利な条件がある（大学発ベンチャー）</u></p>
	<p>⑥ 継続研究によって生まれたアップデート版の知財が別の企業の帰属になる</p>	<p>➤ <u>共同開発後に、フックとなる知財を別の会社に譲渡されたり、独占的にライセンスされないようにコストをかけて管理している（大学発ベンチャー）</u></p>
<p>その他</p>	<p>⑦利益相反の懸念</p>	<p>➤ ベンチャー側に研究室の先生が関与している場合、契約交渉の時には先生を同席させないように注意喚起しているが、なかなか苦勞する（国立大学）</p> <p>➤ 製薬分野等と比較し、相対的に1つの特許の価値が低いことが多く、大学発ベンチャーに独占的にライセンスする文化が根付いていない傾向にある工学系分野等においては特に、大学発ベンチャーに独占的実施権を与えた場合、利益相反ではないかと大企業から対抗される傾向にある（大学は国費で研究をしているにも関わらずその成果をベンチャーが独占することはおかしいのではないかとの主張）（国立大学）</p> <p>➤ 利益相反に関する大学ごとのルール（兼業規定）が異なるのは大きな課題（VC）</p>

IV. モデル契約書及びモデル契約書の読み方ガイダンス（仮称）の策定

公開情報調査やヒアリング調査の結果も踏まえ、委員会およびワーキンググループでモデル契約書を作成した。

1. モデル契約書

新素材分野における契約（秘密保持、PoC、共同研究開発、ライセンス）、AI分野における契約（秘密保持、PoC、共同研究開発、利用）、大学分野における契約（ライセンス、共同研究開発）における計10本のモデル契約書を作成した。なお、対象とする分野については、委員会等での議論を踏まえ、新素材、AI、大学とすることとした。このうち、新素材分野におけるモデル契約書においては、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」を踏まえ、昨年度業務にて作成した契約書を更新している。また、大学のモデル契約書については次年度以降にも継続して検討したうえで公表すべきとの委員会座長判断が下されている。なお、昨年度と同様に、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。

ここで作成したモデル契約書については、別添報告書を参照されたし。

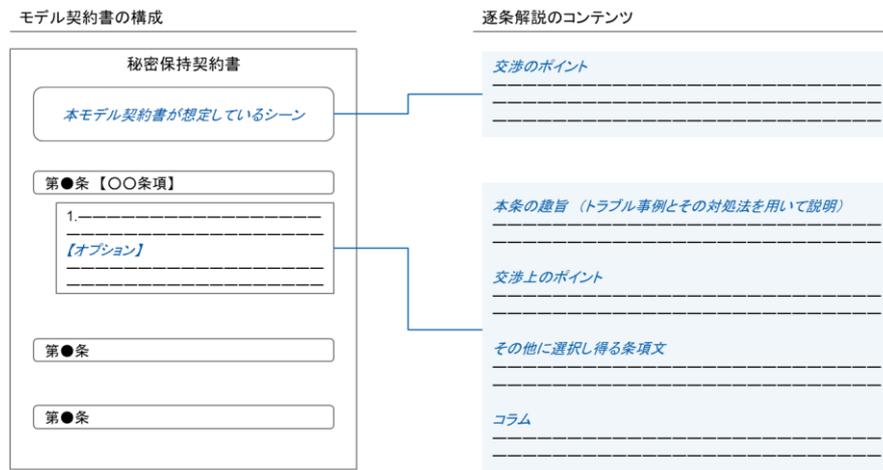
図表 7：検討したモデル契約書の種類

分野	モデル契約書
新素材	① 秘密保持契約書 ② PoC契約書 ③ 共同研究開発契約書 ④ ライセンス契約書
AI	⑤ 秘密保持契約書 ⑥ PoC契約書 ⑦ 共同研究開発契約書 ⑧ 利用契約書
大学	⑨ ライセンス契約書 ⑩ 共同研究開発契約書

モデル契約書の作成方針としては、昨年度と同様に、「一般的なひな形ではなく、特定の協業ケースを想定したモデル契約を作成する」方針とした。したがって、モデル契約書はゴールデンスタンドではなく、従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示したものであるということを強調したい（モデル契約書は「想定シーン」の設定があるが故に、各条文において具体度の高い実践的な考え方の解説が可能となって

いる。反面、実際には前提条件が異なる様々なケースがあり、それらのケースではモデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能性がある)。なお、モデル契約書と逐条解説のコンテンツは、以下の内容（特に青字部）を想定し、作業を行った。

図表 8：モデル契約書と逐条解説のコンテンツ



(1) 秘密保持契約書 (NDA 契約書)

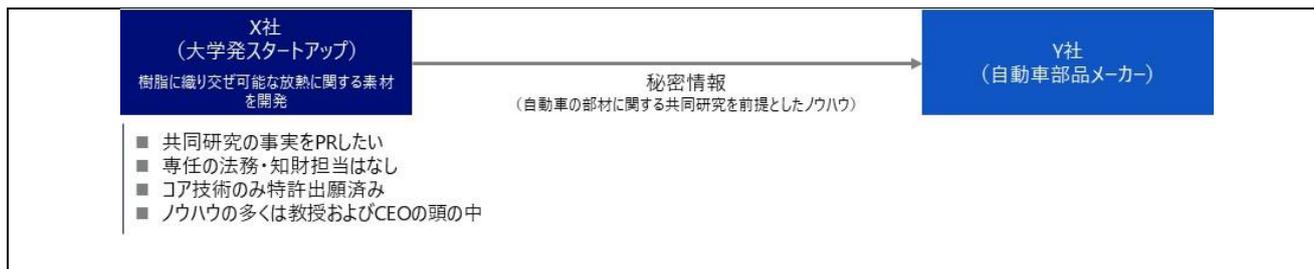
ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン¹⁾は以下の通り。

- (1) 樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ X 社は、樹脂の放熱性能を金属並みに引き上げることに成功した。当該素材は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な製品用途に活用できる技術であり、実際に多様な業種の企業が関心を示している。
- (2) 今般、自動車部品メーカー Y 社から声が掛かり、自動車の部材に関する共同研究を前提とした技術情報（当該素材に関する非公開の物性値、表面処理に関する情報）の開示等を求められた。
- (3) X 社として、Y 社との取引で目指していることは以下のとおり。
 - ① 研究領域は Y 社のシェアが高いヘッドライトカバーに当該素材を用いることの共同研究としたい。
 - ② X 社は Y 社と共同研究フェーズへ進んで、当該事実を公表して自社の技術力の確かさを PR する材料にしたい。
 - ③ できれば早期（2 か月以内）に PoC または共同研究に進みたい。
- (4) X 社の現状は次のとおり。
 - ① 専任の法務・知財担当はなく、また知見も乏しい（外部の弁護士、弁理士任せ）。
 - ② コア技術は特許出願済み（当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物をカバーする特許出願）。ただし、ヘッドライトカバー用などの特定の製品を対象とした用途特許の出願はしていない。
 - ③ X 社は、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。ノウハウは一部管理できているが、多くは CEO の頭の中にある。

図表 9：シーンのイメージ図

¹⁾ 2021/02/08 時点



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 10：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	秘密情報の定義・開示の方法	秘密情報の範囲オプション1~3(無限定、要秘密指定(事後指定不可)、要秘密指定(口頭は事後指定可))を提示
第2条	秘密保持	Need to Know 原則に準拠 共同研究の検討開始の事実は事前承諾なく公表可能
第3条	目的外使用の禁止	目的外使用禁止義務を設定
第4条	秘密情報の複製	オプション1~3(複製条件:複製条件なし、やや厳格な複製条件、厳格な複製条件)を提示
第5条	リバースエンジニアリングの禁止	
第6条	秘密情報の破棄または返還	契約終了前でも、開示者の請求で返還義務等が発生
第7条	P o C 契約および共同研究開発契約の締結	本契約締結日から3週間以内に、甲に対して、P o C 契約又は共同研究開発契約を締結するか否かを通知
第8条	損害賠償	違反した当事者は損害賠償を請求可能 オプションとして違約金100万円を提示する条文を例示
第9条	差止め	
第10条	有効期限	本契約の締結日から1年間。 また、本契約の終了日から3年間は有効。
第11条	準拠法および最判管轄	日本国法に準拠。●●地方裁判所を第一審。 変更オプションとして知財調停を記載
第12条	協議事項	-
-	その他のオプション条項	追加オプション: 立入検査条項、知的財産権の帰属

本モデル契約書の作成方針は、以下の通り：

- 一般的に使われている条項のオプションを複数提示した上で、契約の当事者が状況に応じてどのようにオプションを選択すべきかわかるようにする。
- 秘密情報に加え、素材やデータの提供も保護の対象とし、組成や構造の解析行為(リバースエンジニアリング)も禁止の対象とする。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 11：本モデル契約書における主なポイント

ポイント	概要
<p>1 重要な技術情報の保護のための、事前に特許出願 (代替策としての「秘密情報を明確化」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自社の競争力の源泉となるような、特に重要な技術情報については、契約締結以前に特許出願を済ませておくことが望ましい。 ただ、この時点までに特許出願ができないケースも少なくないことから、代替策として、NDA 締結前に自社が保有していた秘密情報のうち特に重要なものだけでも「別紙」に明確に定めることが考えられる。これによって、自社の重要な情報を確実に秘密情報として特定できるとともに、契約締結後においてどの技術がどちらのものかについて争い（技術のコンタミネーション）が発生することも回避することができる。
<p>2 情報管理の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持契約を運用する場合のリスクとしては、対象となる情報がいつ、(相手方の) 誰に、どのような方法・状況で開示されたのか、という立証ができないため、相手方に「開示を受けた覚えがない」「もともと保有していた情報である」などと言われてしまう点が挙げられる。 このような事態を避けるため、過去のメールを一定期間保有する、会議において議事録をつけるなど、情報管理に対する普段からの努力が重要である。 秘密保持契約書中に「秘密である旨を明示」することを条件として秘密情報として認める旨の規定があるのに、秘密保持契約を締結したことで安心していろいろな情報にかかる明示なく開示してしまい、秘密情報として認められない事故例も多い。 「秘密である旨を明示」するためには、文書等に「〇〇 Confidential」「機密情報」との表記を設ければ十分である。ただ、対象物が文書ではなく有体物(サンプルなど)の場合には、時として、そのような表示を貼り付けても途中で脱落したりすることもあり得るので、細心の注意が必要となる。

3	NDA 締結の適切なタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業が創業者と若干名で事業をやっている局面では、日々さまざまなことに追われていて契約まで気が回らないことも往々にして想定される。NDA を結ぶべきタイミングを認識することが重要である。 例えば、協業対象として興味がある相手にある程度の技術情報を出して踏み込んだ検討をする段階では、NDA を結んで秘密情報を管理する必要がある。
4	秘密情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 開示する場合は、なるべく秘密情報を広義に設定し、開示を受けるケースは、なるべく秘密情報を教義に設定するのが原則である。また、必要以上の技術をもらいすぎないようにすることも無用な争いを避けるためにも重要である。 ただし、ベンチャー企業は「本契約の存在および内容、甲および乙の協議・交渉の存在およびその内容」といった広義の対象を秘密保持に含めてしまうと、VC などの投資家に対して誰とどのようなビジネスをしようとしているか、報告ができなくなり資金調達に支障を来す恐れがある。また、ピッチなどでも将来展望を発表できなくなる。 これは、ベンチャー企業の事業成長の可能性を閉ざすこととなり、ひいては、契約相手である事業会社にも OI 失敗等の不利益が生じうる。 他方で、事業会社にとっては、協議・交渉の存在自体を秘密保持の対象に含めることで、多数の部署を抱える事業会社内の調整を円滑に進めるというメリットがあることも多い。OI の協業においては、文化と立場が異なる双方のビジネス遂行上のステップを理解した上で、条項の選択を行う必要がある。

5	安易な“NDA ひな形”の借用への注意	<ul style="list-style-type: none"> 「いつも使っているひな形」を安易に使用することは注意しなければならない。例えば、ある事例では、「秘密情報とするためには対象書類に1つ1つ判子を押さなければならない」とか、「秘密情報と書いた上で、秘密である旨を2日以内に合意をしたものに秘密情報を限定する」といった条項があることもある。 ベンチャー企業の技術に関する理解不足がある場合、そのビジネスの内容を理解できないことで事業会社側が一方的に契約を押し付けてしまうケースも存在することから、事業会社内の事業担当とベンチャー企業が協調して法務担当等が理解できるように技術・ビジネスモデル等について丁寧に説明することも円滑かつスピーディに契約を交わすためには重要である。
6	「口頭その他無形の方法により開示」の落とし穴	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報の開示の際には、「秘密である旨を明示」することが要求されるケースが多いが、口頭の場合は「秘密である旨を明示」することができない点に注意が必要である。 その場合は、「追って文書にて通知」といった手続が必要であるが、この手続は往々にして忘れやすく注意が必要である。 具体的には、相手方と会議等によるコミュニケーションをした場合、どのような情報を開示したかを含む議事録をつけることを習慣化することが重要である。
7	NDA に知的財産権の帰属条項を入れるケース	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持契約の段階で知的財産権の帰属条項を入れることは稀なケースといえる。これから共同開発を行うかどうかを判断するという目的で秘密保持契約が締結される場合、交渉に時間を要する可能性がある知的財産権の帰属条項を入れないことによってスピードを重視するという考え方が一般的であるためである。 ただし、相手方の決断のために極めてコアな情報開示が要求される場合は、知財権を保全確保する目的で、知的財産権の帰属条項を入れるケースも想定される。

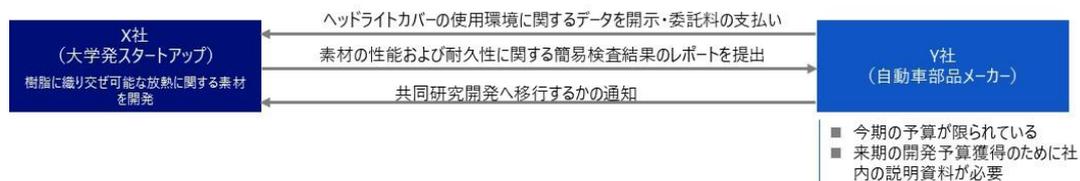
(2) PoC 契約書（新素材）

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン²は以下の通り。

- (1) X社（樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ）が、秘密保持契約を締結後、自動車部品メーカーY社に対し、当該素材の技術情報（当該素材に関する非公開の物性値、表面処理に関する情報）に関する資料を開示等するとともに説明を行った。
- (2) Y社の開発担当者としては、当該素材を用いた製品開発を進めたい意向であったが、今期の予算が限られていること、来期の開発予算獲得のために社内の説明資料が必要であるとして、まずは技術検証（以下「PoC」という。）を行いたいと伝えてきた。
- (3) X社とY社は、協議の結果、当該PoCを以下のとおり進めることを合意した。
 - ① Y社は、X社に対し、ヘッドライトカバーの使用環境に関するデータを開示等する。
 - ② X社は、外部の第三者を用いて、ヘッドライトカバーの材料であるポリカーボネート樹脂に当該素材を添加して成形することにより試験片（サンプル）を作成し、試験片の性能および耐久性に関する簡易検査（ヘッドライトカバーの使用環境を模した環境での性能および耐久性試験）を行い、当該検査結果を契約締結から3週間以内にレポートにまとめる。
 - ③ Y社は、X社に対し、上記作業の対価として●万円を支払う。
 - ④ Y社は、上記検査結果受領後、2ヶ月以内にX社との共同研究開発に移行するかを決定する。

図表 12：シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は、以下の通り：

² 2020/02/17 時点

図表 13：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	目的	-
第2条	定義	-
第3条	本検証	納品物が報告書であることを規定。また、修正を求めることができる期限を「本報告書提出後1週間が経過するまで」と設定
第4条	委託料および費用	300万円（税別） 解説として、「固定金額とする他に、人月単位や工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法」も説明
第5条	甲の義務	善管注意義務の設定＋（検証段階という性質に鑑み）甲が完成義務を負うものではないことを明記
第6条	共同研究開発契約の締結	報告書の確認が完了した日から2ヶ月以内に、甲に対して共同研究開発契約を締結するか否かを通知 変更オプション：共同研究開発契約を締結しない場合の追加委託料100万円税別
第7条	乙が甲に提供する資料等	追加オプション：乙提供資料等についての責任
第8条	秘密情報、データおよび素材等の取扱い	PoC 契約内の秘密保持条項が、締結済みの秘密保持契約を上書きする 変更オプション：秘密指定する場合
第9条	本報告書等の知的財産権	本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権は甲に帰属 従前の解説にあった「知財の帰属バリエーション」は、共同研究開発契約へ移管 追加オプション：出願の事前通知、フィードバック規定
第10条	損害賠償	-
第11条	解除	解除事由としてのCOC条項の例
第12条	期間	本契約の締結日から6ヶ月、または、業務完了する日のいずれか早い日まで
第13条	存続条項	-
第14条	準拠法および管轄裁判所	日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所 変更オプション：知財調停、仲裁条項例
第15条	協議解決	-
-	その他の追加オプション条項	再委託、契約内容の変更、権利義務の譲渡の禁止、個人情報の取扱い

PoC 契約書（技術検証契約書）の作成方針は、以下の通り：

- 条項をシンプルなものとし、当事者が迅速に締結できることを最優先としたモデル契約書を目指す。
- 共同研究開発フェーズの前段階のものであり、次フェーズへの移行がスムーズに行われる工夫をする。
- PoC の成果物は「検証結果の報告書（レポート）」であることを明示する。
- PoC が有償であることを明示する。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 14：本契約書の主な論点

論点		概要
1	PoC は、目的ではなく手段（共同研究開発を見据えることの重要性）	<ul style="list-style-type: none"> • PoC は、共同研究開発への移行を検討するための検証を行う段階である。目的が明確でないまま、とりあえず AI や IoT を活用して、まず PoC をやってみたいというケースも散見されるが、PoC が目的となっては本末転倒である。何のために検証するのか、をしっかり定め、PoC に臨むことが重要である。 • このような考え方を踏まえると、PoC 契約では、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課すとともに、PoC 段階後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、相手側に対し一定期間内（例えば 14 日以内）に共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課すことが重要となる。
2	PoC の成果物は「検証の結果」	<ul style="list-style-type: none"> • 明確な契約がなく技術検証を実施してしまうと、何となく「無料または安価で、お試しで」といった感覚で検証を求められてしまう状況が起こりえる。技術検証契約を締結することで、成果物を明確に定めることができる。 • 検証が目的であるので、成果物は「検証結果」が記載されたレポート等の資料と考えるのが妥当である。
3	ずるずる PoC の回避	<ul style="list-style-type: none"> • PoC 完了後の報告書の提供後、いつまでも検証の追加作業を依頼されることを防ぐために、完了規定を設けることもポイントである。 • 報告書の確認の回答期限も設定しておくべきである。適切な期間は検証の内容によっても異なるが、通常は 1 週間程度が妥当と考えられる。

4	共同研究開発 契約締結への インセンティ ブ	<ul style="list-style-type: none"> • 甲乙としては、PoC 段階があくまで共同研究開発段階の前提であるため、委託料を低額に抑えるという判断になることも多い。しかしながら、甲としては、共同研究開発に進めるのであれば、PoC 段階では低額な委託料に甘んじるという方針もあり得る。そこで、これらの思惑の調整規定として、共同研究開発契約が締結されなかった場合に、PoC 費用の追加分の支払義務を課す規定を設けることが考えられる。
5	素早い契約締 結	<ul style="list-style-type: none"> • 現状、PoC 契約の締結に3ヶ月かかっているとの事例も報告されている。時間浪費は、ベンチャー企業にとっては死活問題である。 • 例えば、成果物は「検証結果」なので、「報告書の納品」で事足りるはずと考えれば、最も時間がかかるであろう知財の交渉がシンプルになり、契約のスピードを上げることができるであろう。
6	PoC の有償性	<ul style="list-style-type: none"> • PoC はそもそもフリーサービスではなく、有償のサービスであるとの認識を双方で共有することが出発点である。 • 併せて、契約相手側である事業会社がベンチャー企業に投資している場合に、「投資しているので無料で PoC をさせて欲しい」という事例も報告されているが、これは問題視すべき交渉であることを認識すべきである。

7	知財権の帰属 バリエーション	<ul style="list-style-type: none"> • ベンチャー企業と事業会社の PoC において、検証の作業主体がベンチャー企業となること、長期的なオープンイノベーションの促進による双方利益の観点等を鑑みると、PoC 段階の成果にかかる知財権は全てベンチャー企業に帰属することをまず検討すべきである。 • その他、以下のようなバリエーションで交渉することもある。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①発明者主義：発明をした発明者が在籍する主体に知財権が帰属する。甲乙の従業員が共同で発明したら、甲乙共有の知財権となる。直感的にフェアな条件であり、交渉はしやすい。 ➤ ②すべて共有主義：発明者が誰であろうと、PoC によって生じた全ての知的財産権を甲乙共同とする。甲の従業員が発明者となるケースが多いと思われるが、乙が PoC にかかる費用を支払っていることに鑑みると、乙が支払う額によっては妥当な落としどころの場合もある。ただし、知的財産権を共有とした場合、各自の権利行使に共有者の承諾を必要とするデメリットが発生することから、第三者への利用許諾を含め、独立して知的財産権を行使することに事前同意する旨を定めることが重要である。 ➤ ③分野を決めてそれぞれ単独とする方法：①や②の仕切りでは、甲乙共有の発明が増えることが想定されるが、共有にかかる知財権は権利活用が難しい。特に、甲としては、自社の技術を横展開していろいろな企業に使って欲しいのに、共有にかかる特許権を第三者ライセンスする場合、乙の同意が得られないケースも存在する。そこで、多くの用途に適用する汎用的な発明はベンチャー企業に単独帰属、PoC の目的である特有の発明は事業会社側に単独帰属、という仕切りがイノベーションや新規事業の創出の観点からは最も望ましく、またこの権利帰属の配分方法がオープンイノベーションの成功の要諦とも言える。
---	-------------------	--

(3) 共同研究・開発契約書（新素材）

ア. 想定シーン・構成

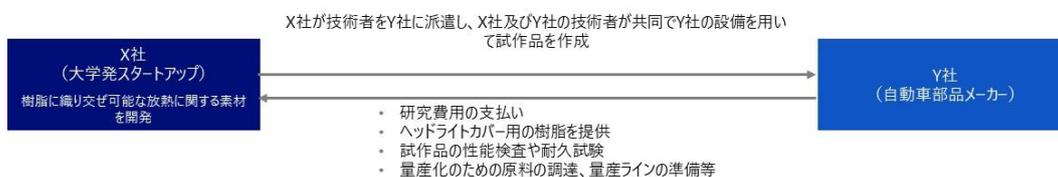
本モデル契約書が想定しているシーン³は以下の通り。

- (1) 自動車部品メーカーY社は、X社（樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ）から本素材の性能および耐久性に関する検証レポートを受領した後、社内検討を行い、正式にX社との共同研究開発を行うことが決定した。
- (2) 契約交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。
 - ① X社としては、資金調達の観点からもY社との共同研究開発を開始した時点、および、一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。
 - ② Y社としては、研究開発の結果生まれた知的財産権は自社の帰属としたい。
 - ③ 他方、X社としても、(1) 上場審査やM&Aに先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2) 自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。ただし、その場合であってもY社による成果物利用の用途を限定して、当該用途以外の成果物の他社への展開が阻害されない形であれば、当該用途においては成果物をY社のみが使用できるようにすることはやむを得ないと考えている。
 - ④ 協議の結果、単独発明による成果物にかかる知的財産権は当該発明を行った当事者に単独帰属、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権はX社に単独帰属させた上で、Y社に対して、一定期間・一定の領域において独占権を認める無償の通常実施権を設定することとした。
 - ⑤ 研究開発の進め方としては、次のとおりとする。X社が技術者をY社に派遣し、X社およびY社の技術者が共同でY社の設備を用いて、本素材をポリカーボネート樹脂組成物（量産品を念頭においた組成物）に配合し、ヘッドライトカバーの試作品を作成する。X社の技術者の立会いのもと、Y社は当該試作品について、性能検査や耐久試験を行う。そして、性能検査や耐久試験の結果をもとに、X社は、当該素材の表面処理を調整し、再度、ポリカーボネート樹脂組成物への配合、試作品の製造、検査を行う。
 - ⑥ 試作品が製品としての目処がついた時点で、Y社は量産化のための原料の調達、量産ラインの準備等の作業を行う。

³ 2021/02/17 時点

- (3) 上記については、両社特段異論はなかったが、最大の争点は研究費の負担や研究成果に対する報酬の有無および支払条件であった。X社としては、共同研究開発の成果としての知的財産権について一定期間・一定の領域で無償独占的通常実施権を設定するのであれば、Y社が当該共同研究開発にかかる実費や人件費に加えて、事業化に至る前段階で、研究成果に対する報酬も支払ってもらいたいと主張した。
- (4) これに対し、Y社としては、最終的に共同研究開発の成果を事業化した場合は何らかの報酬は払うこととするが、事業化に至る前段階の共同研究開発フェーズにおいては実費および人件費のみの支払いとしたいとの意向を伝えてきた。
- (5) 協議の結果、実費および人件費については、Y社が負担することとした。一方、研究成果に対する報酬については、研究成果が出てから事業化に至るまでに、Y社内での協議検討や商流の調整等で相当程度の時間を要する反面、事業化に至った場合にどの程度の収益が上がるか不透明な状況であった。そこで、研究成果に対する報酬については、事業化に至る前であっても、研究成果が出た時点で頭金として相当価格を支払うこととし、その後についても、商品販売までのロードマップを策定し、その過程にメルクマールを設定し、各時点において研究成果への対価を支払うことを取り決めた。

図表 15：シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 16：本モデル契約書の構成

条項		備考
前文		共同開発テーマ範囲は、実態に沿って簡潔に規定
第1条	目的	開示するバックグラウンド情報の範囲を決定可能と設定
第2条	定義	最低限、役割分担の大体は規定
第3条	役割分担	変更オプション条項 (発明当事者に知財が帰属する場合は、各自負担)
第4条	スケジュールの作成	最低限、おおまかなスケジュールを規定
第5条	経費負担	バックグラウンド情報と各自の業務から得られた技術的情報
第6条	情報の開示	スタートアップ企業に単独帰属させ、大企業側に5年間は独占的通常実施権、その後は非独占的通常実施権を設定 (※期間満了前でも1年間不実施で非独占的通常実施権に移行) 大企業への配慮案として、当該知的財産買取の交渉オプション付与等を解説 倒産リスクが生じた場合は、譲渡請求可
第7条	知的財産権等の帰属及び成果物の利用	マイルストーン方式を採用
第8条	ライセンス料の不返還	NDA、PoC 契約の秘密保持条項を上書き 変更オプション条項 (秘密指定する場合)
第9条	第三者の権利侵害に関する担保責任	本研究開始の事実は別紙に定める内容であれば事前承諾なしに公表可

第10条	研究成果に対する対価	-
第11条	秘密情報、データおよび素材等の取扱い	費用は有過失の当事者が負担
第12条	成果の公表	-
第13条	第三者との競合開発の禁止	解除事由としてのCOC条項の例
第14条	第三者との間の紛争	-
第15条	権利義務譲渡の禁止	-
第16条	解除	-
第17条	期間	一案として、損害の賠償額の上限を研究成果に対する報酬の総額とする
第18条	存続条項	-
第19条	損害賠償	日本国法に準拠。●●地方裁判所を第一審。 変更オプション（知財調停、仲裁条項例）
第20条	通知	-
第21条	準拠法および紛争解決手続き	協議会の設置
第22条	協議解決	共同開発テーマ範囲は、実態に沿って簡潔に規定
-	その他の追加オプション条項	開示するバックグラウンド情報の範囲を決定可能と設定

【素材】共同研究・開発契約書の作成方針は、以下の通り：

- ・ 開発費は大企業負担、研究開発の結果生まれた知財については、スタートアップ帰属としつつ大企業に一定期間・一定の領域において独占権を認める無償の通常実施権を設定する事例を想定。
- ・ オープンイノベーション促進の観点から、可能な限りスタートアップの権利を保護する形をベースとする。
- ・ 素材開発は開発期間が長期にわたる、あるいは製品が上市するまでに長期を要することが想定するため、共同研究開発段階におけるスタートアップのキャッシュフローへの配慮が（他の分野と比較しても）必要であることからマイルストーン契約を想定。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 17：本契約書の主な論点

論点		概要
1	目的条項を追加	<ul style="list-style-type: none"> • PoC は、共同研究開発への移行を検討するための検証を行う段階である。目的が明確でないまま、とりあえず AI や IoT を活用して、まず PoC をやってみたいというケースも散見されるが、PoC が目的となつては本末転倒である。何のために検証するのか、をしっかりと定め、PoC に臨むことが重要である。 • このような考え方を踏まえると、PoC 契約では、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課すとともに、PoC 段階後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、相手側に対し一定期間内（例えば 14 日以内）に共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課すことが重要となる。
2	独占解除条項の追加	<ul style="list-style-type: none"> • 明確な契約がなく技術検証を実施してしまうと、何となく「無料または安価で、お試しで」といった感覚で検証を求められてしまう状況が起こりえる。技術検証契約を締結することで、成果物を明確に定めることができる。 • 検証が目的であるので、成果物は「検証結果」が記載されたレポート等の資料と考えるのが妥当である。
3	準拠法及び紛争解決手続きの記載	<ul style="list-style-type: none"> • PoC 完了後の報告書の提供後、いつまでも検証の追加作業を依頼されることを防ぐために、完了規定を設けることもポイントである。 • 報告書の確認の回答期限も設定しておくべきである。適切な期間は検証の内容によっても異なるが、通常は 1 週間程度が妥当と考えられる。

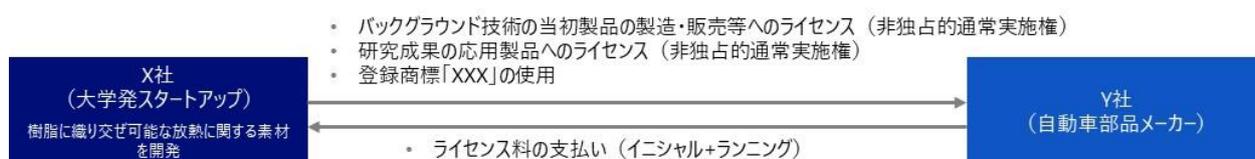
(4) ライセンス契約書（新素材）

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁴は以下の通り。

- (1) X社（樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ）とY社（自動車部品メーカー）の共同研究開発は順調に進み、研究成果として、樹脂に対して本素材を特定量配合してなる透明性樹脂組成物、その成形体およびそれからなるライトカバーについて、共同研究契約に基づきX社単独名義で特許出願がなされた。
- (2) また、本素材を用いた樹脂により形成されるヘッドライトカバーの量産化の目処もついたことから、X社からY社に対するライセンスの内容や事業化後の両社の権利関係を協議することとなった。
- (3) また、共同研究開発の結果、Y社においては、当初想定していた製品（ポリカーボネート樹脂組成物からなるヘッドライトカバー。以下「当初製品」という。）以外の製品（アクリル系樹脂組成物からなるテールランプカバー。以下「応用製品」という。）にも研究成果を活用できると考えたため、Y社は、X社に対し、応用製品についても研究成果の利用許諾を得たいと考えるに至り、本ライセンス契約を締結することとした。
- (4) ライセンスの条件の概要は以下のとおりである。
 - ① バックグラウンド技術のライセンスは、共同研究開発契約において当初製品について定めたものと同様に、非独占的通常実施権により行うこと。
 - ② 研究成果は汎用性が高く、X社の利用の自由度を確保しておくため、応用製品については、非独占的通常実施権を設定すること。
 - ③ X社は、本素材の技術力をブランディングするために取得した登録商標「XXX」を、ヘッドライトカバーとテールランプカバーのPRに使用してもらうことを希望し、Y社もこの点を了承していること。

図表 18：シーンのイメージ図



⁴ 2021/02/17 時点

本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 19：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	定義	追加オプション（技術情報）
第2条	権利の許諾	-
第3条	禁止事項	-
第4条	本製品2に関するライセンス料	-
第5条	監査	-
第6条	ライセンス料の不返還	変更オプション（未登録特許のロイヤルティ）
第7条	改良技術	追加オプション（ライセンス料等の見直し）
第8条	本商標	-
第9条	第三者の権利侵害に関する担保責任	-
第10条	秘密情報、データおよび素材等の取扱い	
第11条	期間	-
第12条	解除	解除事由としてのCOC条項の例
第13条	契約終了後の措置	-
第14条	損害賠償	-
第15条	存続条項	-
第16条	準拠法および紛争解決手続き	変更オプション1（知財調停） 変更オプション2（仲裁条項例）
第17条	協議解決	-
-	その他のオプション条項	本技術情報、技術指導

【素材】ライセンス契約書の作成方針は、以下の通り：

- 想定シーンを①バックグラウンド技術特許、②応用製品への利用、および、③商標権に関するライセンスとした。
- ベンチャー企業側の交渉力の弱さを前提に、マネタイズ後の基本的な枠組みは共同研究開発フェーズで固めておくことを想定。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 20：本契約書の主な論点

論点		概要
1	特許権と製品の整理	<ul style="list-style-type: none"> • PoC は、共同研究開発への移行を検討するための検証を行う段階である。目的が明確でないまま、とりあえず AI や IoT を活用して、まず PoC をやってみたいというケースも散見されるが、PoC が目的となつては本末転倒である。何のために検証するのか、をしっかりと定め、PoC に臨むことが重要である。 • このような考え方を踏まえると、PoC 契約では、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課すとともに、PoC 段階後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、相手側に対し一定期間内（例えば 14 日以内）に共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課すことが重要となる。
2	優先買い取り交渉権の解説への追加	<ul style="list-style-type: none"> • 明確な契約がなく技術検証を実施してしまうと、何となく「無料または安価で、お試しで」といった感覚で検証を求められてしまう状況が起こりえる。技術検証契約を締結することで、成果物を明確に定めることができる。 • 検証が目的であるので、成果物は「検証結果」が記載されたレポート等の資料と考えるのが妥当である。
3	ライセンシーの侵害発見時の通知義務を追加	<ul style="list-style-type: none"> • PoC 完了後の報告書の提供後、いつまでも検証の追加作業を依頼されることを防ぐために、完了規定を設けることもポイントである。 • 報告書の確認の回答期限も設定しておくべきである。適切な期間は検証の内容によっても異なるが、通常は 1 週間程度が妥当と考えられる。

(5) 秘密保持契約書 (AI)

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁵は以下の通り。

(1) スタートアップ X 社

動画・静止画から人物の姿勢をマーカーレスで推定する高度な AI 技術（マーカーを用いず複数の動画・静止画データを基に人物の身体形状および関節点を独自の AI アルゴリズムにより推定する技術）を持つスタートアップ X 社は、人体の姿勢推定機能を有する独自開発の学習済みモデル（ベースモデル）を保有している。X 社は、スポーツ領域、工場における生産性向上領域などにおける姿勢推定で非常に優れた評価を受け知名度を上げた後、同技術を様々な領域へ応用してきた。

(2) 介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカー Y 社

介護施設向けリハビリ機器を製造販売する機器メーカー Y 社は、介護施設における被介護者の見守り用に高度な機器を有するカメラシステム（見守りカメラシステム）の製造販売を検討している。Y 社は、X 社の「人体の姿勢推定 AI 技術」の評判を聞き、当該技術を見守りカメラシステムに組み込むことで、被介護者の転倒・徘徊等の予防に活用できないかと考えた。

(3) 導入可能性の検討

Y 社から問い合わせを受けた X 社は、Y 社から、Y 社が既に保有している高齢者の居室内の動画データのうち少量をサンプルデータとして受領し、X 社の保有するベースモデル（X 社が保有する既存の学習済みモデル）が Y 社の介護事業における見守り業務へ導入可能であるかどうかについて検討することとなった。

ここで行われる検討は、あくまで X 社のベースモデルに Y 社が保有するデータを入力することによって得られた出力結果をアセスメントするのみで、X 社のベースモデルの学習を行うことを目的とするものではない。

(4) X 社の意向

X 社として、Y 社との取引で目指していることは以下のとおり。

- ① 検証の結果、X 社が保有するベースモデルが Y 社の介護事業における見守り業務に応用可能であることが判明した場合、次に X 社が保有するベースモデルをカスタマイズし Y 社の見守りカメラシステムに導入できるかどうかの検証（PoC）を行う必要がある。できれば早期（秘密保持契約締結後 2 か月以内）に PoC に進み

⁵ 2021/02/17 時点

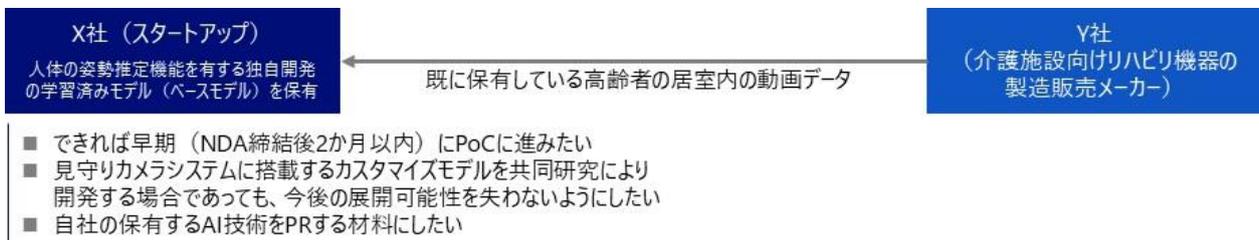
たい。

- ② PoCの結果、Y社の見守りカメラシステムに導入できることが判明した場合には、Y社との共同開発に進みたい。共同開発の際に新たに生成されたカスタマイズモデルは、保育施設、障害者施設などにも展開可能である可能性が高いため、Y社との間で、見守りカメラシステムに搭載するカスタマイズモデルを共同研究により開発する場合であっても、今後の展開可能性を失わないようにしたい。
- ③ 共同開発フェーズへ進んだ際には当該事実を公表して自社の保有するAI技術をPRする材料にしたい。

(5) X社の現状

- ① 専任の法務・知財担当はなく、また知見も乏しい（外部の弁護士、弁理士任せ）。
- ② 現在の主たる協業先であるスポーツ業界、フィットネス業界ともに、成果物であるカスタマイズモデルを直接納品することなくSaaS方式により提供している。そのため、姿勢推定に関するコア技術は秘匿化可能である。そこで、X社およびY社は、①X社保有のバックグラウンド技術のライセンス、②研究成果の応用製品への利用についてのライセンスを行うべく、本ライセンス契約を締結することとした。

図表 21：シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 22：本モデル契約書の構成

条項	備考
第1条 秘密情報の定義	無限定 さらに、サンプルデータ = 秘密情報 サンプルデータの内容・量・提供方法は別紙で特定
第2条 秘密保持	
第3条 目的外使用の禁止	-
第4条 秘密情報の複製の取り扱い	-
第5条 個人情報の提供	・ サンプルデータに個人情報が含まれる場合 事前明示義務 個人情報保護法上必要な手続きを履践したことの保証
第6条 秘密情報の破棄または返還	-

第7条	PoC 契約および共同研究開発契約の締結	PoC 又は共同研究開発契約の締結に向けて最大限努力。乙は、同契約を締結するか否かを本契約締結後2か月を目処に通知
第8条	損害賠償	制限無し
第9条	差止め	
第10条	期間	契約期間：1年間 契約期間中に開示された秘密情報：本契約終了後も3年間保護
第11条	準拠法および裁判管轄	
第12条	協議事項	-
-	その他のオプション条項	立入検査条項、知的財産権の帰属条項

【AI】秘密保持契約書の作成方針は、以下の通り：

- 基本的には「新素材編」の秘密保持契約書を踏襲した。
- 新素材編と比較すると、スタートアップが秘密情報の提供側ではなく、秘密情報(サンプルデータ)を受領する側だという相違点があるが、契約書の条項に大きな修正はなし。ただし解説部分に当該相違点を反映。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 23：本契約書の主な論点

論点		概要
1	秘密情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> • AI 開発に先立って行われるアセスメント段階では、事業会社が情報の開示者側に、スタートアップが情報の受領者側に立つことが多いことから、あらゆる情報が秘密情報に該当するとなると情報管理コストが大きくなるため、情報受領者たるスタートアップの立場からは、可能な限りその外延を明確にすることが望ましい。 • とりわけ、AI ビジネスにおいては、事業会社から開示を受けたデータを用いずにスタートアップが新たな AI モデルの開発を行っていた場合でも、秘密情報の範囲が不明確であることが原因で、事業会社から事業会社が提供したデータの目的外使用であるとの主張が行われる可能性がある。

2	スタートアップが担当する作業	<ul style="list-style-type: none"> • 「モデル契約書_秘密保持契約書（新素材）」における想定シーンでは、スタートアップ X が、自動車メーカー Y に、開発した新素材の技術情報を提供するという場面であった。そのため、主としてスタートアップが開示者に立つ場面を想定していた。 • 他方、本モデル契約においては「はじめに」に記載したとおり、AI 開発のアセスメント段階で事業会社がスタートアップに対して限定的なサンプルデータを提供し、スタートアップはサンプルデータを基に自身が保有する AI 技術の事業会社への導入可能性について検証を行う。すなわち、アセスメント段階においては、主として事業会社が情報の開示者側に、スタートアップが情報の受領者側に立つことが一般的である。
---	----------------	---

(6) 技術検証 (PoC) 契約書 (AI)

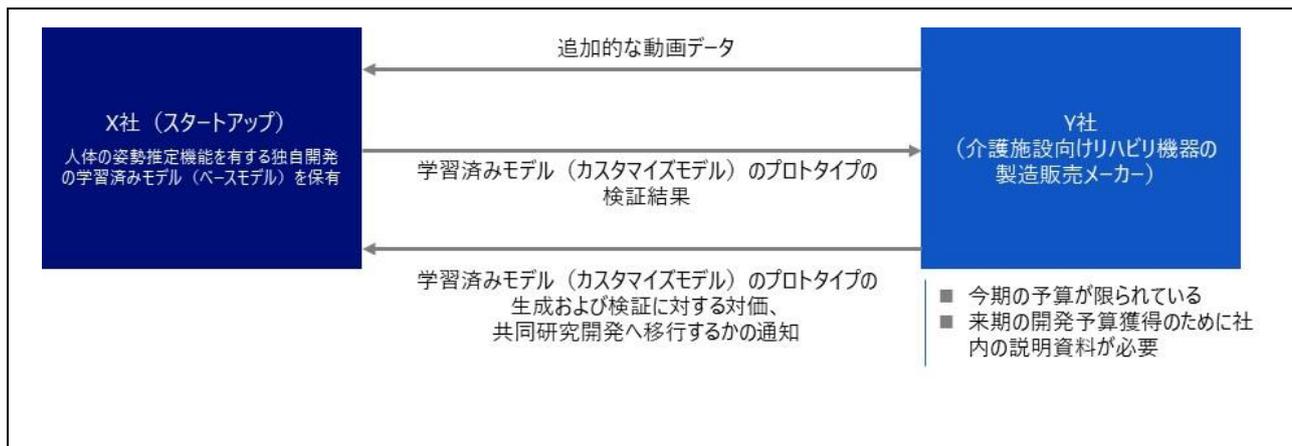
ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁶は以下の通り。

- (1) X社は、人体の姿勢推定機能を有する独自開発の学習済みモデル（ベースモデル）を保有している AI スタートアップであり、Y社は、介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカーである。
- (2) X社は、秘密保持契約を締結後に Y社から受領したサンプルデータを用いて検討をしたところ、自社の保有するベースモデルがY社の介護事業における見守りシステムに導入可能であるとの結論に達したので、Y社に対してその旨を根拠と共に説明した。
- (3) Y社の開発担当者は、X社のベースモデルを用いた製品開発を進めたい意向ではあるものの、今期の予算が限られていること、来期の開発予算獲得のために社内の説明資料が必要であることから、まずは技術検証（以下「PoC」という。）を行いたいと X社に伝えた。
- (4) X社と Y社は、協議の結果、PoC を以下のとおり進めることを合意した。
 - ① Y社は、X社に対し、さらなる学習用データを提供する。
 - ② X社は、自社のベースモデルに同データを用いた学習を行うことで、より高い精度の姿勢推定を行うことができる学習済みモデル（カスタマイズモデル）のプロトタイプ生成作業や同カスタマイズモデルによる推定の精度の検証作業を実施し、検証結果を報告書にまとめて、契約締結から一定期間内にY社に提供する。
 - ③ Y社は、X社に対し、上記作業の対価として●万円を支払う。
 - ④ Y社は、X社との共同研究開発に移行するかを上記報告書の受領日から2ヶ月以内に決定する。

図表 24：シーンのイメージ図

⁶ 2021/02/17 時点



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 25：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	目的	
第2条	定義	
第3条	本検証	-
第4条	委託料および費用	変更オプション（共同研究開発契約を締結した場合に委託料を一部免除）-
第5条	甲の義務	-
第6条	共同研究開発契約の締結	
第7条	乙が甲に提供する資料等	
第8条	対象データの管理	-
第9条	秘密情報	-
第10条	個人情報の取り扱い	
第11条	本報告書等の知的財産権	追加オプション（フィードバック規定）-
第12条	損害賠償	
第13条	解除	解除事由としてのCOC条項の例-
第14条	期間	-
第15条	存続条項	-
第16条	準拠法および管轄裁判所	
第17条	協議解決	-
-	その他のオプション条項	再委託、契約内容の変更、権利義務の譲渡の禁止

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 26：本契約書の主な論点

論点		概要
1	プロトタイプ提供を要請される注意事項	<ul style="list-style-type: none"> • なお、PoC 段階であるにもかかわらず、事業会社での検証のために必要である等の理由で PoC においてスタートアップが生成した学習済みモデルのプロトタイプのスソースコードの引き渡しを事業会社が要請することがある。しかし、前文の解説にも記載したとおり、PoC の目的は、共同研究開発段階に移行するか否かを判断する前提として、スタートアップの保有している技術の開発可能性・導入可能性などを検証することにある。したがって、PoC 契約において、学習済みモデルのスソースコードを、仮に検証目的だとしても引き渡し対象とすることは PoC 契約の目的を超えるものであり不合理である。次段階への移行の可否については、検証結果の報告書のみで判断可能なのであって、仮に報告書だけでは判断できないのであれば、それは報告書に盛り込むべき項目に不足があったということの意味しているに過ぎない。さらに、PoC 段階においてスソースコードを引き渡すということは、当該スソースコードの流出や他目的での利用等、スタートアップにとって致命的な事態を招くリスクが大きい。したがって、スタートアップとしては、PoC 段階において学習済みモデルのスソースコードを引き渡すことは名目の如何を問わず避けることが望ましい
2	検証結果に関する保証	<ul style="list-style-type: none"> • PoC 契約の法的性質は準委任契約であることから、スタートアップが善管注意義務を負うことを確認するとともに（第1項）、スタートアップが何らかの成果の達成義務を負うものではないことも明確にしている。 • また、A I 技術の性質上、目指している結果が出ない場合、その原因が提供されたデータにあるのか、A I 技術のアルゴリズムや学習方法等にあるのか不明確なことも多いことに鑑み、スタートアップの義務として特定の結果の保証も行わないことも明確にしている。

3	対象データに関する規定	<ul style="list-style-type: none"> • 本条の対象は「対象データおよび資料等」ではなく「対象データ」のみであり、対象データに含まれない「資料等」については、秘密情報の取扱いを定める第9条での保護対象となる。 • 本モデル契約が想定するPoC段階では、検証目的で一定の対象データを受領する場合を前提としているため、利用契約と異なり対象データの目的外利用を認める規定は設けていない。本条は、存続条項があるため（第7項）、本モデル契約の終了後も3年間効力を有する。ただし、第7項に、「前項を除き」と規定されていることから、第6項の規定については、原則（第15条）に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。
4	知的財産権の帰属先について	<ul style="list-style-type: none"> • 本モデル契約では本検証の作業主体がスタートアップであること、検証段階においては、報告書を利用できれば導入可否の検討という目的を達成できると考えられることから、本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権はすべてスタートアップに帰属することと規定している。 • なお、報告書の著作権について、スタートアップから事業会社に移転するよう求める事業会社が散見されるが、そのような要求をされるとスタートアップとしては、報告書の記載内容をなるべく簡略化しようというインセンティブが発生することになり、事業会社にとってのデメリットが大きい。また報告書の著作権を移転させることは、同報告書の記載について著作権法上の利用行為（複製等）ができるということの意味するに過ぎないが、事業会社から見た場合、上記のような報告書内容の簡略化というデメリットを甘受してもなお、著作権の移転を受ける必要性があるか疑問がある。したがって、報告書の著作権については、むしろ事業会社の利益のためにも、スタートアップに留保する扱いとすべきである。

(7) 共同研究開発契約書 (AI)

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁷は以下の通り。

(1) 当事者

動画・静止画から人体の姿勢をマーカーレスで推定する AI 技術を保有するスタートアップ X 社は、介護施設向けリハビリ機器の製造メーカー Y 社から問い合わせを受け、X 社が保有する AI 技術の、Y 社が製造販売を検討している介護施設における被介護者の見守り用のカメラシステム（見守りカメラシステム）への導入可能性を検討するため、アセスメントおよび PoC を実施してきた。

なお、データに関しては、Y 社が動画データを X 社に提供し、X 社がアノテーションを付して学習向けに整形した学習用データセットを作成している。

(2) 共同研究開発フェーズへの移行

X 社および Y 社の間におけるアセスメント、PoC はそれぞれ滞りなく完了し、X 社は Y 社に対し、X 社がもともと保有していた AI 技術（ベースモデル）を基礎とし、Y 社のデータを用いて被介護者の姿勢推定用にカスタマイズしたモデル（カスタマイズモデル）のプロトタイプを開発し、見守りカメラシステムと連携した際の人体姿勢の推定結果・精度等についての報告書を交付した。

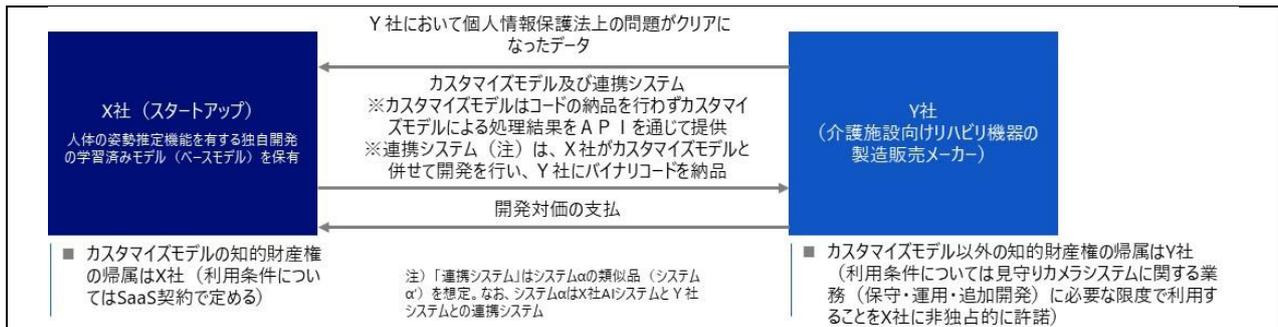
Y 社においては、報告書を受領した後、社内検討を行い、正式に X 社との共同研究開発を行うことを決定した。

そこで、X 社と Y 社は、Y 社が見守りカメラシステムと連携するカスタマイズモデルの開発ならびに開発後の販売およびサービス提供の方法を巡って、研究開発条件の交渉を開始した。

なお、ハードデバイスである見守りカメラ機器は、Y 社が単独で試作品の製造を開始しており、X 社と Y 社が研究開発条件の交渉を開始する時点で、カスタマイズモデルとの連携の点や全体の点検作業を残し、概ね完成している。

図表 27：シーンのイメージ図

⁷ 2021/02/17 時点



(3) 研究開発交渉

X社とY社の研究開発交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。

	X社の意向	Y社の意向
①開発対価	共同研究開発開始時、およびY社による成果物確認の完了時点の2回に分けて支払いを受けたい。	差し支えない。
②成果物および成果物の提供方法	X社は既存のクライアントであるスポーツ業界、フィットネス業界の各企業とのアライアンスにおいても、ベースモデルおよびカスタマイズモデルのコードを提供することなくAPI提供している。これにより、姿勢推定に関するコア技術を秘匿化することから、この度の共同研究開発の成果物であるカスタマイズモデルについてもコードの提供を行わず、その処理結果のみをAPIを通じて提供	カスタマイズモデルのコードそのものを提供するのではなく同モデルによる処理結果をAPI経由で提供するという点については同意する。 ただAPI提供を行うのであれば、Y社の販売する見守りカメラシステム (ハードデバイス) とX社のカスタマイズモデルとをAPI連携するために必要な連携システム (本連携システム) も、共同開発の成果物とすべきであり、最低限、本連携システムのソー

		する予定である。	スコードおよび仕様書など本連携システムの利用に必要なドキュメント類については提供して欲しい。
	③Y社が提供するデータ	Y社において、個人情報保護法その他の法律に遵守した形で提供いただきたい。	差し支えない。
	④知的財産権の帰属	<p>ア ベースモデルの知財 ベースモデルの知的財産権は本契約締結以前よりX社が保有するX社のコア技術であるため、X社に帰属するものとしたい。</p> <p>イ カスタマイズモデル等の成果物や開発過程における知財 (1)上場審査やM&Aに先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、成果物等の知的財産権（著作権および特許権等）についてはX社の単独帰属としたい。 仮にそれが難しければ、</p>	<p>ア ベースモデルの知財 ベースモデルが共同開発の成果物ではないことは理解しているので、その知的財産権がX社に帰属しているということの問題ない。</p> <p>イ カスタマイズモデル等の成果物や開発過程における知財 カスタマイズモデルはY社の知見およびデータを元に得られたものである以上、カスタマイズモデルに関する著作権や特許権はY社にも帰属するのではないかと考えている。 しかし、利用条件次第ではカスタマイズモデルの知的財産権のうち著作権に限ってはX社に単独帰属させることも検討可能である。</p>

		<p>最低でも成果物等に関する著作権についてはX社の単独帰属としたい。</p> <p>連携システムに関する著作権をY社に移転させることについては異存ない。</p>	<p>一方、本連携システムや関連するドキュメントに関する著作権については、今後Y社内でも保守等を行う可能性があることから、Y社に帰属させたい。</p>
	⑤知的財産権の利用	<p>カスタマイズモデルの利用条件は別途 SaaS 契約において定める。</p>	<p>カスタマイズモデルの利用条件を別途 SaaS 契約で定めることについては差し支えないが、カスタマイズモデルはY社の知見およびデータを元に生成されたものである以上、カスタマイズモデルの利用条件については、Y社におけるカスタマイズモデルの独占的利用や何らかの経済的なメリットの設定が必要である。</p> <p>利用契約においてそのようなメリットが合意できるのであれば、カスタマイズモデルの知的財産権についてはX社に帰属させることも検討する。</p>
	⑥公表	<p>資金調達の観点からもY社との共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点</p>	<p>公表については、今後のサービス展開を踏まえるとY社にもメリットがあるため、X社の意向</p>

	で、それぞれ公表したい。	で差し支えない。ただし、公表のタイミングおよび公表内容については双方で合意した内容としたい。
--	--------------	--

(4) 共同研究開発契約の締結

数度にわたる協議の結果、X社およびY社は、次の内容にて合意し、これらの内容を踏まえた共同研究開発契約書を作成することとした。

【交渉結果】

①開発対価	Y社は、X社に対し、開始時および成果物確認完了時の2回に分けて支払いを行う。
②成果物および成果物の提供方法	<p>ア 成果物 カスタマイズモデル、本連携システムおよび仕様書その他本連携システム利用に必要なドキュメント類</p> <p>イ カスタマイズモデルの提供方法 成果物の確認に必要な期間（確認期間）中、カスタマイズモデルによる処理結果をAPIを通じてX社が提供することでY社が確認を行う。</p> <p>ウ 本連携システムおよびドキュメント類の提供方法 X社がカスタマイズモデルと併せて開発を行い、関連するドキュメント類（PDF形式）とともにそのソースコードをY社に提供する。</p>
③Y社が提供するデータ	Y社が、顧客である介護事業者から取得し、X社に提供するまでの間に、個人情報が含まれない形で匿名加工を行うか、あるいは撮影対象である被介護者本人から第三者提供に関する同意を取得するなど、Y社において個人情報保護法上の問題がクリアになったデータをX社に提供する。
④知的財産権の帰属	<p>ア カスタマイズモデルを含む成果物および開発過程において発生した著作権 本連携システムおよびドキュメントに関する</p>

	<p>著作権はYに帰属する。それ以外の成果物等に関する著作権はXに帰属する。</p> <p>イ カスタマイズモデルを含む成果物および開発過程における著作権以外の知的財産権 発明者主義とする。</p> <p>※ベースモデルの知的財産権の帰属 ベースモデルの知的財産権は、本共同開発前からX社が保有する知的財産権であるため、当然X社に帰属する。</p>
⑤ 本件成果物等の利用条件	<p>別途 SaaS 契約において定める。ただし、カスタマイズモデルが Y 社の知見およびデータの提供により生成されたことを十分考慮して、その利用条件を設定する。</p>
⑥公表	<p>双方が合意したタイミング（例：共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点等）で、双方で合意した内容を公表する。</p>

*その他の条件はタームシート記載のとおりである。

本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 28：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	目的	
第2条	定義	
第3条	役割分担	-
第4条	委託料およびその支払時期・方法	-
第5条	作業期間	-
第6条	各自の義務	-
第7条	責任者の選任および連絡協議会	-
第8条	再委託	
第9条	本契約の変更	-
第10条	本件成果物の提供および業務終了の確認	
第11条	対象データ等	
第12条	対象データの利用・管理	
第13条	本学習用データセットの取扱い	13条2項変更オプション条項（学習用データセットの利用目的を限定しない場合）
第14条	秘密情報の取扱い	
第15条	成果の公表	-

第16条	個人情報の取扱い	
第17条	本件成果物等の著作権の帰属	
第18条	本件成果物等の特許権等の帰属	
第19条	本件成果物等の利用条件	
第20条	禁止事項	-
第21条	損害賠償	-
第22条	OSS の利用	
第23条	権利義務譲渡の禁止	
第24条	解除	解除事由としての COC 条項の例
第25条	有効期間	-
第26条	存続条項	-
第27条	準拠法および管轄裁判所	
第28条	協議	-
-		

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 29：本契約書の主な論点

論点	概要
1	<p>成果物に関する完成義務や品質保証について</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同開発契約は準委任契約の性質を有するので本来、各当事者は完成義務を負うものではないが、本条2項は、その趣旨を踏まえ、スタートアップが本件成果物について完成義務を負わないことおよび本件成果物が特定の成果や結果を保証しないことを明記するものである。特にAI開発においては、AI技術の特性上、そのような規定を設けることが合理的である。その詳細は、2018年モデル契約第7条の解説に譲るが、AIソフトウェアは、主にデータから帰納的に作成されるため、その性能がデータに依存することや、生成に際して試行錯誤を繰り返す必要があることなどから、そもそも完成や性能を保証することが困難であるという特徴がある。 この点、スタートアップが成果物に完成義務を負わないことや保証も行わないとことを規定する本条2項に対しては、事業会社が削除を求めることも考えられる。しかしながら、事業会社においては、一定の性能が得られることについてPoC段階で既に確認をした上で共同開発に移行している。また、共同開発とは、技術や事業領域についての情報・知識を有する事業会社とスタートアップが互いにリスクテイクして開発を推進する開発形態であって、事業会社が一方的にスタートアップに完成義務や性能保証を求めるのは妥当ではない。そのような共同研究開発の性格から、AI開発以外の共同研究開発においても、一般的に、成果物の完成義務やその保証を求めない事例も広くみられるところである。そのため、本モデル契約においては、スタートアップは本件成果物について完成義務を負わないことおよび本件成果物が特定の成果や結果を保証しないことを明記している。

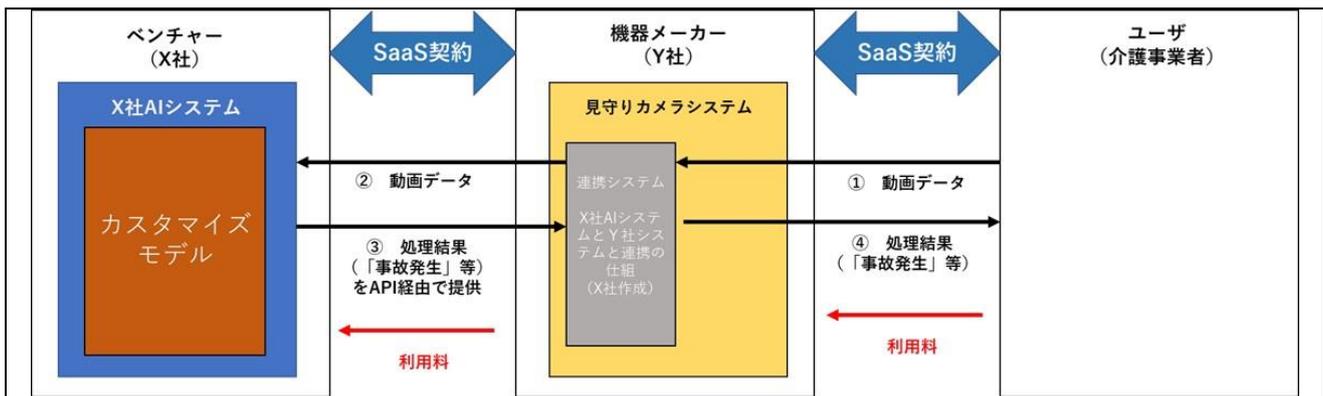
2	成果物の提供方法について	<ul style="list-style-type: none"> • 成果物である本学習済みモデル、本連携システムおよび本ドキュメントごとにその提供方法を明記している。 • 共同開発は、当事者双方がリスクテイクしながら推進する開発形態であるため、スタートアップが一方的に完成義務や性能保証を行うのは合理的ではない（第6条解説参照）。そこで、本条においても、確認内容は実質的な性能評価を含まない内容としている。 • 「学習済みモデルについてのテスト合格」を委託料支払の条件とするかが実務上問題になることが多いが、本モデル契約では条件としていない。理由は、共同開発においては双方がリスクテイクすべきであること、かつAIの場合、テストの設計が技術上困難であることにある。
3	成果物の知的財産権の帰属について	<ul style="list-style-type: none"> • 著作権と著作権以外の知財権（主として特許権）とで扱いを分けた。開発委託の過程において発生することが確実な著作権（プログラム）と、発生するか否かが未確定な知的財産権とで扱いを分ける必要があるためである。また、AIに限らずソフトウェア開発契約一般において著作権とそれ以外の知財権が区別されずに議論されていることが多く、両者を分けて議論するだけでも大きな意義があるという指摘があった • 著作権については、「本連携システム」に関する著作権は大企業に移転、それ以外の著作権（学習済みモデルに関する著作権を含む）はスタートアップに帰属としている • 著作権以外の知財権については、発明者主義。かつ共同発明の場合は、双方が制約なく自由に実施可能であることを念のため明記。

(8) 利用契約書 (AI)

ア. 想定シーン・構成

- (1) X社(動画・静止画から人物の姿勢をマーカーレスで推定するAI技術を保有するスタートアップ)とY社(介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカー)の共同研究開発は順調に進んだ。そして開発成果として、介護施設内での被介護者の転倒・徘徊を、高い精度かつリアルタイムで検出できるカスタイズモデルの生成および同カスタイズモデルとY社が製造販売を検討している介護施設における被介護者の見守り用のカメラシステム(見守りカメラシステム)との連携システムの開発が完了した。
- (2) 開発成果に関する知的財産権の帰属については、カスタイズモデルを含む成果物および開発過程において発生した著作権のうち連携システムおよびドキュメント類に関する著作権はY社に単独帰属、それ以外の著作権はX社に単独帰属する旨共同研究契約において合意している。
- (3) さらに、開発成果の提供方法については、連携システムについてはXからYに対してソースコードおよびドキュメント類の納品、カスタイズモデルについては、成果物の確認に必要な期間(確認期間)中、カスタイズモデルによる処理結果をAPIを通じて提供することで確認を行うこととなった。データや処理結果の具体的な流れは以下のとおりである。
 - ① Yは、連携システムを組み込んだ見守りカメラシステムを開発し、通信機能付カメラと組み合わせて各介護事業者へSaaS方式で提供する。
 - ② カメラは撮影およびデータ送信機能のみを有し、撮影された動画データは各介護事業者→Y→Xの流れで送信される。
 - ③ 動画データについてカスタイズモデルを用いたデータ解析および状態検出(推論)はXのサーバ上ですべて処理される。推論結果はXのAIシステムからAPI経由でYの見守りカメラシステムに送信され、事故が疑われる場合には見守りシステム上の介護施設側画面において警告表示がされる。

図表 30 : シーンのイメージ図



(4) さらに、XとYにおいてカスタマイズモデルの利用条件や追加学習の内容について交渉を行った。交渉の経緯は以下のとおりである。

Y：カスタマイズモデルの利用条件だが、Yが提供したデータおよびYが事業ドメインに関する各種ノウハウ等を提供した結果共同開発された学習済みモデルなので、Yのみに独占的に利用させて欲しい。また、今後当該サービスを利用する際にYからXに処理対象の動画データを大量に送信することになるが、当該データを利用してカスタマイズモデルの精度の維持・向上（追加学習）サービスも提供して欲しい。カスタマイズモデルをY社が独占的に利用することから、もちろん、追加学習にはY社が送信したデータのみを利用していただき、他社から提供されたデータは利用しないで欲しい。

X：カスタマイズモデルの利用条件と、追加学習の内容についての要望と理解した。まず、カスタマイズモデルの共同開発にY提供データやノウハウが寄与していることは十分理解している。しかし、Yによる独占的利用ということになると、Xとしては当該カスタマイズモデルを利用した、それ以外のビジネスチャンスを犠牲にすることになる。また、Y社に対して独占的利用を行うということは、Xとしては、Y以外の、学習用のデータを提供したユーザに対しても、当該学習用データを利用して共同開発したカスタマイズモデルをそれぞれ独占的に提供するというビジネスモデルになる。その結果、個々のユーザごとのカスタマイズモデルが複数並立することになり、そのすべてのカスタマイズモデルをXが管理して各ユーザに提供することになる。

たとえば、XがY1、Y2、Y3それぞれからデータを受領してカスタマイズモデルを共同開発し、それぞれのカスタマイズモデルについてY1～Y3との独占利用契約を締結した場合、以下のような提供形態となる。

Y：それは理解できるが、何が問題なのか。

X：このように、異なるカスタマイズモデルが並立すると、今後Xにおいて独自の研究開発に基づいてベースモデルのアップデートを継続的に行ったり、様々なユーザと

のカスタマイズモデルを生成する過程において、Xは並立している全てのカスタマイズモデルについて同アップデートを前提としたメンテナンスを行う必要があり、必然的に管理コストが著しく上昇することになる。その結果、当該管理コストの負担を、Yをはじめとする事業会社に求めなければならない。具体的には、YとのSaaS契約において相当額の初期費用を負担いただくことが必須となり、かつAPIの利用料についても相応の金額にさせていただく必要が生じることになる。

Y：介護施設向け見守りシステムについては、実際にどの程度のニーズがあるのかは、今後実際に営業活動を試みないとわからない部分があるため、現時点で初期費用を負担したり、利用料を高額に設定するとなると、Yにとってはかなりリスクが高いことになり応じ難い。

X：その点は理解できる。なので、お互いにとってのリスクを低減するために、カスタマイズモデルについて非独占的な組み方が合理的だと考える。つまり、XはYに対してカスタマイズモデルをAPI経由で提供すると同時に、Y以外の第三者に対しても業界を超えてカスタマイズモデルを非独占的にAPI経由で提供するという組み方である。また、カスタマイズモデル生成の際のデータ提供はしないが、モデルを利用したサービスだけ利用したいという事業者も当然想定されることから、データを提供しない事業者に対してもサービス提供をすることになる。

Y：ただ、そのような非独占的な組み方をすると、共同研究開発においてYがデータ提供やノウハウ提供で貢献したにもかかわらず、Yに何も見返りがないということにならないか。だとすると受け入れがたい。

X：Yの貢献を利用条件に反映させる必要性はもちろん理解している。もし上記のような非独占的な組み方をした場合、弊社としてはモデルの管理コストが下がり、かつ様々な第三者（当該第三者がカスタマイズモデル生成の際にデータ提供をしたか否かに関わらない）に対して高精度なカスタマイズモデルを提供することができることになるので、事業規模・収益機会が拡大することになる。そこで、① カスタマイズモデル生成の際にデータ・ノウハウを提供したYの寄与に見合った経済的便益（たとえば、一定期間、サービス利用料を介護領域における最安値からさらに一定の割合軽減する）を、一定期間Yに提供する、② XのYに対するカスタマイズモデルの提供に際しても初期費用の負担は求めない、ということを考えている。このような組み方をすることで、介護施設向け見守りシステムの将来展開の不確実性に対応した、XY双方にとっての合理的なリスク・ベネフィット分配ができるのではないかと。

Y：なるほど。

X：以上はカスタマイズモデル利用条件の問題だが、併せて追加学習サービスの範囲についても協議をさせて欲しい。Yの要請としては「今後当該サービスを利用する際にY

から X に処理対象の動画データを大量に送信することになるが、当該データを利用してカスタマイズモデルの精度の維持・向上（追加学習）サービスも提供して欲しい」というものだが、その点についてはもちろん X としても望むところであり有償にはなるが追加学習サービスを提供する。協議したいのは、当該追加学習サービスの内容である。Y としては、どのような希望を持っているか。

Y: Y としては、Y が処理対象として送信したデータは、Y への見守りサービスの提供および Y への追加学習サービスのためのみに利用して欲しい。X が Y 以外の第三者に提供するモデルの追加学習のために利用するのは避けてほしい。また、カスタマイズモデルの追加学習は、Y が処理対象として送信したデータのみを用いて行い、第三者が提供したデータを用いた追加学習は行わないで欲しい。

X: そのような、限定された追加学習サービスも技術的にはもちろん可能なのだが、先ほどカスタマイズモデルの利用条件として、非独占的な組み方の合理性について説明した。仮にそのような非独占的な組み方をする場合、追加学習についても、もう少し柔軟な内容、言い換えれば非限定的な内容にすることが合理的ではないかと考える。

Y: 具体的にはどういうことか。

X: カスタマイズモデルの利用条件として非独占的な組み方をする合理性は、将来の見通しが不確実な状況の下、XY 双方にとっての合理的なリスク・ベネフィット分配ができるという点にあった。また、そのような非独占的な組み方は、追加学習についても非限定的な内容を前提としている。具体的には、① Y が提供したデータを、Y に対するサービスにおいてだけでなく X において広く追加学習に利用することができる、② Y が処理対象として提供したデータだけでなく、Y 以外の第三者が提供したデータも用いて当初のカスタマイズモデルの追加学習を行うことができる、という内容である。このように、非限定的な追加学習を行うことによって、より幅広いデータを使って追加学習を行った高い精度・高い価値を有するモデルを利用することができることになる。

Y: カスタマイズモデル利用条件について非独占的な組み方をするのであれば、追加学習サービスの範囲についても非限定的とするのが合理的という趣旨か。なるほど。ただ、その場合でも Y が処理対象として提供したデータが第三者にわたるのは絶対に避けたい。

X: もちろん、追加学習サービスにおいては、提供されたデータは X 内でモデルの学習用のために使われるにすぎず、提供されたデータそのものが第三者にさらに提供されるわけではない。また、当然のことではあるが、契約上、Y から送信されたデータについては X において安全管理措置を施すことになる。

Y: 了解した。検討する。

(5) 以上のような交渉を経て、① カスタマイズモデルの利用条件としては非独占的な

内容としたうえで、② カスタマイズモデルの共同開発における Y の貢献を反映するために一定期間サービス利用料を介護領域における最安値からさらに 10%（注：具体的条件設定についての基本的な考え方については後記解説を参照）軽減することとし、③ 追加学習の内容については非限定的な内容とするということに X・Y 間で合意をした。具体的には以下のとおりである。

1 カスタマイズモデルの利用条件

1.1 X による利用

1.1.1 独占・非独占：非独占（Y 以外の第三者に対してもカスタマイズモデルおよび同モデルを利用したサービスを提供可能）

1.1.2 利用可能範囲：限定なし

1.2 Y による利用

1.2.1 利用可能範囲：限定なし

1.2.2 サービス利用料：Y が連携システムを経由して API を利用した量に応じた従量課金。ただし、Y がカスタマイズモデルの共同開発に際してデータ・ノウハウ提供をした見返りとして、3 年間、介護分野におけるサービス利用料の最安値からさらに 10%引きとする。

1.2.3 利用可能期間：●年間

2 追加学習サービスの内容

2.1.1 X によるカスタマイズモデルへの追加学習の可否

Y から送信されたデータおよび他ユーザから送信されたデータを用いた、特に制限のない追加学習が可能

2.1.2 Y が処理対象として X に送信したデータの扱い

本サービスの提供目的および追加学習のために X において制限なく利用可能

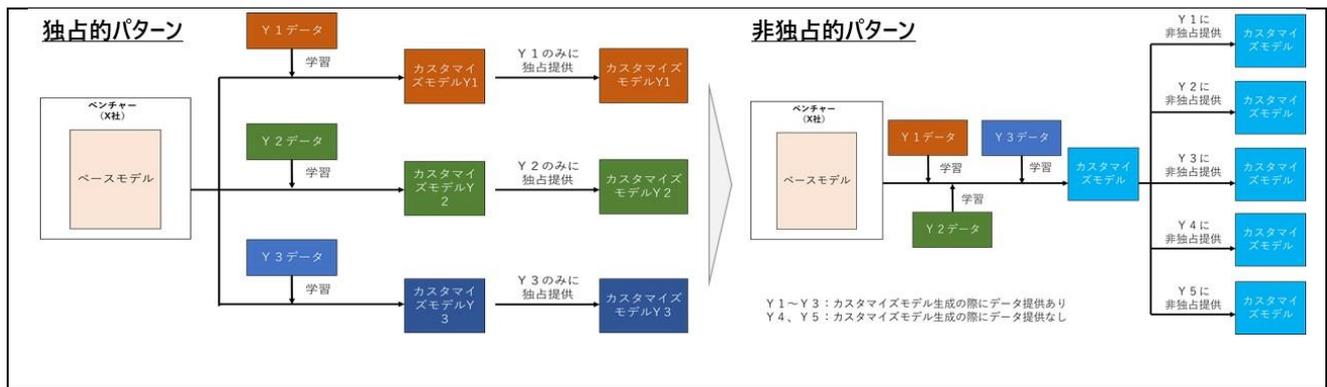
2.1.3 カスタマイズモデルに追加学習したモデルの権利帰属

X

2.1.4 サービス利用料：月額●円

2.1.5 期間：●年間

図表 31：シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 32：本モデル契約書の構成

条項	備考
第1条 定義	
第2条 データ解析サービスの内容	-
第3条 非独占	-
第4条 追加学習サービスの内容	-
第5条 対象データの利用	-
第6条 対象データの管理	-
第7条 個人情報の取扱い	-
第8条 サービス利用料	-
第9条 監査	-
第10条 対価の不返還	
第11条 禁止事項	-
第12条 非保証	-
第13条 秘密情報の取扱い	
第14条 期間	-
第15条 解除	解除事由としてのCOC条項の例
第16条 契約終了後の措置	-
第17条 損害賠償	-
第18条 存続条項	-
第19条 準拠法および紛争解決手続き	
-	その他のオプション条項 権利義務の譲渡の禁止

【AI】 利用契約書の作成方針は、以下の通り：

- 想定シーンを①バックグラウンド技術特許、②応用製品への利用、および、③商標権に関するライセンスとした。
- ベンチャー企業側の交渉力の弱さを前提に、マネタイズ後の基本的な枠組みは共同研究開発フェーズで固めておくことを想定。

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表33：本契約書の主な論点

	論点	概要
1	サービス利用料におけるプロフィットシェアのパターン（売上ベース、利益ベースなど）	<ul style="list-style-type: none"> • プロフィットシェアはその設計が非常に複雑になるため、本モデル契約では採用していないが、参考のため、XがYを含めた事業会社との間でプロフィットシェアを行う場合の留意点について説明をする <p>(ア) 固定料率方式</p> <ul style="list-style-type: none"> • プロフィットシェアを行う場合のシェア額の算定方法について確立した手法がある訳ではないが、まずシンプルな算定方法として考えられるのが「『Xの利益（売上）×固定料率』の計算式で計算したプロフィットシェアが一定期間発生する」というものである。 <p>(イ) シェアプール方式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本件のようなカスタマイズモデルを用いたビジネスにおいて合理的なプロフィットシェア算定方式の一つとしてシェアプール方式がある。 • これは、カスタマイズモデルの品質向上に協力した事業者に対して、当該品質向上による超過利益を分配するため、一定のシェアプールを設けておいて、当該プールを、データ提供した各事業者の寄与度に応じて分配するという仕組みである。このような算定方法であれば、AIスタートアップとしてはプロフィットシェアの総額をシェアプールという合理的な範囲に抑えることができる一方で、日々精度が高まっていくカスタマイズモデルに対する各事業会社の寄与度を適切に評価することが可能となる。逆に言えば、プロフィットシェアを行う場合には、スタートアップにおいて、このようなシェアプール方式を適切に設計し、事業会社と交渉の上で契約に落とし込まなければならないのであって、安易に固定料率方式で売り上げの一部を支払うというアレンジは自らの首を絞め事業破綻の可能性を高めることに留意する必要がある。

2	対象分野を区切った MFN	<ul style="list-style-type: none"> 追加学習サービスの対価については第3項において、1か月あたり●円とシンプルな定めとしている。この点、追加学習サービスは通常システムの保守・メンテナンスサービスとは異なり、学習済みモデルの追加開発という技術的に高度な作業を行い、かつ作業の結果高精度になった学習済みモデルを事業会社が利用することができるという点において通常システムの保守・メンテナンスサービスとは異なる内容を有している。もっとも、どのようなタイミングでどのような内容の追加学習作業を行うかはスタートアップの判断にゆだねられており、あらかじめ契約において追加学習作業の内容を定めることは困難である。そのため追加学習サービスの内容としては対象となる学習済みモデルおよび学習に用いるデータのみでサービス内容を特定したうえで(第4条)、サービス利用料としては毎月の一定額の支払いとした。サービス利用料として追加学習作業量に応じた人月方式で算定することも考えられるが、追加学習サービスは事業会社だけでなく、事業会社を含むすべてのサービス利用者のために行われるものであるから、単純な人月方式での算定は困難であると思われる
---	---------------	--

3	MFN 設定に当たっては、SIer に API を卸すことを想定した MFN 設定	<ul style="list-style-type: none"> • MFN 条項において、最低価格を参照する対象となる事業者（対象事業者）をどのように設定するか問題となる。MFN 条項においては、対象事業者に提供する際のサービス提供価格の最低額が基準となるので、対象事業者を適切に設定しなければ意図せず MFN 条項が発動してしまうためである。 • まず、事業会社 Y 社と同様、学習済みモデルの共同開発への貢献を理由に「MFN 条項+ディスカウント」が適用されている事業者は対象事業者から除外する必要がある。そうしないとディスカウントが繰り返されてサービス提供価格が 0 に近づいていくためである。 • 次に、自らエンドユーザにサービス提供をする事業者以外の、システムインテグレーター等の中間事業者も対象事業者から除外する必要がある（2 項 2 号）。すでに述べたように、スタートアップが SaaS 型で API を提供するビジネスモデルを採用する場合は、スタートアップ自らが当該サービスを利用する事業会社に対して直接サービスを提供するだけでなく、システムインテグレーター（SIer）のような中間事業者とパートナーシップを組んで、同中間事業者を介して（中間事業者の立ち位置はサブライセンサーや再販売者などケースバイケースである。）、より多数の事業会社に対してサービス提供をしていく必要がある。もっとも、中間事業者に対してはボリュームディスカウントを理由として、値引きしてサービス提供せざるを得ないため、このような中間事業者を MFN 条項における対象事業者を含めてしまうと、意図せず MFN 条項が発動してしまうためである。 • 最後に、このような中間事業者を介してデータ解析サービスの提供を受ける事業者についても対象事業者から除外する必要がある（2 項 3 号）。中間事業者を介してサービス提供を受ける事業者に対しては、直接スタートアップが価格をコントロールできないため、この場合もまた意図せず MFN 条項が発動してしまう可能性があるためである（なお、中間事業者を介してデータ解析サービスの提供を受ける事業者のサービス利用料等の契約条件をスタートアップが設定する（拘束する）ことも考えられるが、独占禁止法上の問題もあり実際は困難である。）
---	---	---

(9) ライセンス契約書 (大学)

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁸は以下の通り。

- (1) Y 大学の教授 A は、樹脂に添加可能な放熱に関する新素材の研究開発に従事していた。教授 A は、当該素材の樹脂の放熱性能を金属並みに引き上げることを目標に研究開発に従事していたところ、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物の開発に成功した。
- (2) Y 大学は、当該発明が職務発明であるとして、Y 大学の職務発明規程に従って、当該発明の特許を受ける権利を原始的に Y 大学に帰属させ、報奨金を教授 A に支払った上で、Y 大学を出願人として、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物について特許出願を行った。
- (3) その後、教授 A は、当該素材等について学会で発表を行い、同新素材は注目を集めることとなった。なお、当該素材は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な製品用途に活用できる技術であり、多様な業種の企業が関心を示すに至った。
- (4) 各企業等の反応を見て、同素材について事業化の可能性を感じた教授 A の研究室のゼミ生 C は、教授 A を技術顧問として招き入れた上で、いわゆる大学発ベンチャーとして、X 社を設立し、同素材を活かした事業を営むこととした。そして、研究開発に多額の費用を要することが見込まれたため、ベンチャーキャピタル Z に所属するキャピタリスト D に資金調達の相談をすることとした。
- (5) キャピタリスト D からは、今回の素材に関する特許出願は Y 大学名義で行われ、その後審査請求を行い、早期審査も活用して特許査定がなされていることから、X 社として、同発明について、Y 大学からライセンスを受けることが必要となるとの説明を受けたため、ゼミ生 C は、X 社として、Y 大学と同発明についてのライセンス交渉を行うこととなった。
- (6) X 社として、Y 大学との取引で目指していることは以下のとおり。
 - ① 上場や M&A の際、自社の重要技術については、他社からのライセンスを受けるよりも、自社で権利自体を保有していた方が望ましいとされていることから、まずは、今回の素材に関する特許権を譲り受けることを目標とする。
 - ② 仮に特許出願人たる地位の移転が困難な場合でも、上場審査や M&A のデューデリ

⁸ 2021/02/17 時点

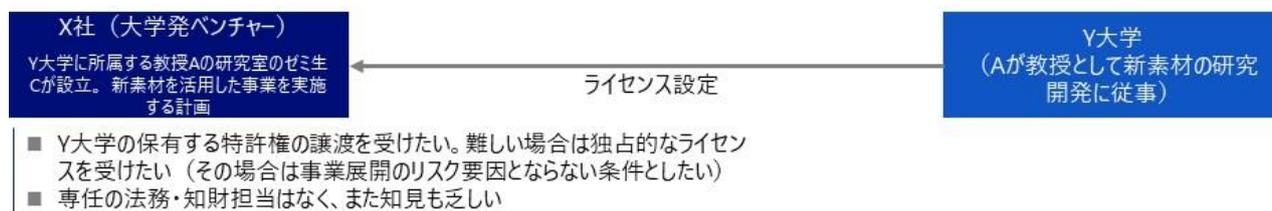
ジェンスにおいて支障が生じないように、独占的なライセンスを受ける形にしたい。

- ③ ライセンスを受ける形にする場合でも、新素材の発明を他社が実施した場合には、X社として被疑侵害者に対して警告や訴訟提起ができるようにしたい(自社の意思決定に基づき権利行使ができないと、特許権になった後においてアライアンス交渉等において足元を見られかねないため)。
- ④ ライセンスを受ける形にする場合、同発明はX社の事業の根幹に関わることから、簡単にライセンス契約を解除されないようにしたい。
- ⑤ まだキャッシュに余裕がないことから、ライセンス料の支払について、全部または一部を新株予約権で支払いたい。

(7) X社の現状は次のとおり。

- ① 専任の法務・知財担当はなく、また知見も乏しい(外部の弁護士、弁理士任せ)。
- ② 教授Aは、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。ノウハウは一部資料化し、管理できているが、多くは教授Aの頭の中のみにある。

図表 34 : シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 35 : 本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	定義	
第2条	専用実施権の設定	-
第3条	通常実施権の設定許諾	-
第4条	再実施許諾	-
第5条	対価	オプション1 オプション2
第6条	改良技術	
第7条	第三者の権利侵害に関する担保責任	-
第8条	秘密情報、データおよび素材等の取扱い	

第9条	期間	-
第10条	解除	解除事由としてのCOC条項の例
第11条	損害賠償	-
第12条	存続条項	-
第13条	準拠法および紛争解決手続き	変更オプション1 (知財調停) 変更オプション2 (仲裁条項例)
第14条	協議解決	-
-	その他のオプション条項	本技術情報

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 36：本契約書の主な論点

論点		概要
1	設定する実施権のパターンに対する大学発スタートアップでの優先順位	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップとしては、専用実施権の設定に向けて交渉方針を転換していくことが考えられる。なお、特許権を譲り受けた場合、専用実施権の設定を受けた場合、通常実施権の設定を受けた場合の異同は以下のとおりである。ライセンシー（本件ではX社）にとっては「譲渡＞専用実施権＞独占的通常実施権＞非独占的通常実施権」～の順に有利である。
2	大学発ベンチャーの交渉順序	<ul style="list-style-type: none"> 種の事情から、特許権の譲受および専用実施権の設定のいずれもが困難な場合には、次善の策として、独占的通常実施権の許諾を受けることが考えられる

3	資金調達とライセンス契約締結のタイミングのプラクティス	<ul style="list-style-type: none"> • コラムにて「資金調達とライセンス契約締結のタイミング」を用意し、下記のように解決方法を記載 ① 一時金の支払期限を、契約締結後一定期間経過後として、当該期間中に資投資契約の締結から入金まで完了させ、調達した資金を一時金の支払いに充てる。 ② 上記①の対応が困難な場合、大学との間で、投資家との交渉状況を守秘義務に反しない範囲で共有した上で、資金調達が完了するまでの間（資金調達が失敗した場合でも一定期間が経過するまでの間）、一時金の一部を支払って独占的通常実施権を許諾してもらうこととし、ライセンス契約を締結する。ライセンス契約締結後、資金調達完了後に一時金の残額を支払うことを条件に専用実施権の設定に切り替えてもらうこととする（または対象特許の有効期間満了日までを有効期限とする独占的通常実施権へ切り替えてもらうこととする）。
---	-----------------------------	--

4	対価の支払い方法に関するマインドセットについて	<ul style="list-style-type: none"> • スタートアップが、プロダクト／サービスのリリース前に大学からライセンスを受ける場合、その時点で資金に余裕がある場合はほとんどないであろう。特に、日本国内の特許権のみならず、海外の特許権までライセンス対象とした場合には、実費だけでも相当額に至ることも珍しくない。そこで、例えば、ライセンス料のうちイニシャルフィーとして当該特許権の取得費用相当額の現金を支払し、その余をランニングロイヤルティ（現金）ではなく、株式または新株予約権で支払うことが考えられる。 • ライセンス料は、ライセンス対象の知財を活用した事業の売上高や利益率等を考慮して決定すべきものであるところ、想定シーンのように、まだビジネスモデルも十分に固まっていないスタートアップの場合、売上や利益率を想定することは困難である。このような段階でライセンス契約を締結する場合、売上や利益率の何%等といった形でライセンス料を定めることは困難であり、かつ、スタートアップの事業前提が変更された際に、変更前の前提で定められたライセンス料がスタートアップの事業成長を阻害しかねないという難点がある。 • そこで、これらの問題を解決するために、スタートアップの事業の成長が間接的に反映される新株予約権によってライセンス料の支払を認めることで、ライセンス契約締結後の事業の規模等に応じた適切なライセンス料の設定が可能になる
---	-------------------------	---

5	対価に新株予約権を使う方法のメリットについて	<ul style="list-style-type: none"> • 日本の大学が知的財産権のライセンスの対価として株式等を受け取る場合、私立大学では株式取得の実績もみられるが、多くの国立大学法人等では、株式ではなく新株予約権の取得が一般的である。株式ではなく、新株予約権によることの大学・スタートアップのメリットとしては、上述のもの他、例えば以下のものが挙げられる <ul style="list-style-type: none"> ① 大学のメリット <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学の会計上、株式は会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに減損処理等を行う必要が生じる一方、新株予約権であればそのような必要がなくなる (2) 新株予約権は株式と違い消滅させることが容易であるため、IPO や M&A に至らない状態などが続いた場合の扱いが容易であるということ <p>加えて、大学は、対価として株式ではなく新株予約権を取得する選択をすることで、株式を取得する場合に生じる以下のようなデメリットを回避することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 国立大学法人については歴史的に出資に制限があったことから株式を扱う経験が乏しいこと (4) 株式を取得することにより大学に共益権が生じることが教育・研究機関としての大学のミッションに照らして適切ではないと捉えられることが多いこと ② スタートアップのメリット <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業価値を評価されるタイミングを先延ばしにできること (2) 株式の取得により大学が株主となった場合、機動的な株主総会の運営に支障が生じるおそれもあるが、新株予約権の場合にはそのような懸念が生じないこと
---	------------------------	--

(10) 共同研究開発契約書（大学）

ア. 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁹は以下の通り。

- (1) 教授 A の研究室の研究生 C は、X 社設立後、Y 大学との間でライセンス契約を締結し、A 教授の発明した新素材および当該素材が添加された樹脂組成物の基本技術については自社単独で実施できる状態に至った。
- (2) しかし、ヘッドライトカバーに応用するにあたっては、技術の改良・深化が必要でありまた研究活動の中で生まれたこれらの発明をそのまま実施するだけでは、実用的な観点からの課題検討の不足や量産化等の実用に耐えられない状態であることから、X 社として独自に調査・検討してきた実用化に向けての課題やその解決手法のアイデアを活かしつつ、基本技術を発明した Y 大学と共に、共同研究開発により、基本技術の改良・深化を目指していくこととなった。
- (3) 契約交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。

【X 社の意向】

- ① 資金調達の観点からも Y 大学との共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。
- ② (1)上場審査や M&A に先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。
- ③ 成果物にかかる知的財産権の自社単独帰属が難しい場合であっても、自社による独占的な実施は確保したい。
- ④ 成果物に関して特許出願を行う際、事業計画を踏まえて役に立つ特許権になるよう、出願打合せは外部の弁理士と事業戦略のディスカッションも交えながら、丁寧に行いたい。
- ⑤ 製品が完成した場合、Y 大学と共同研究開発した技術であることを表示し、ブランディングに活用したい。

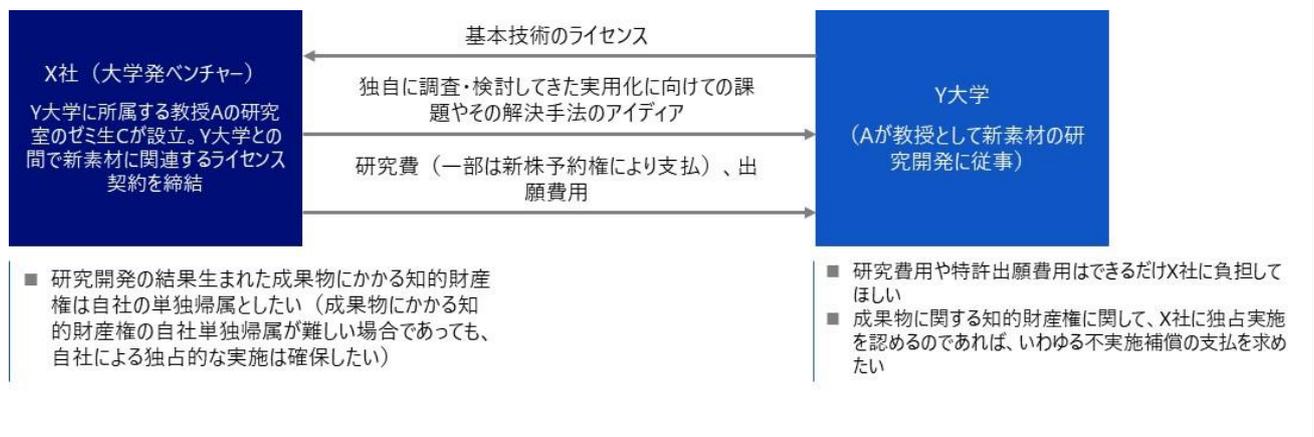
【Y 大学の意向】

- ① 研究成果については、学会や論文等で可能な限り速やかに発表したい。

⁹ 2021/02/17 時点

- ② 研究施設は提供するが、研究費用はできるだけ X 社に負担してほしい。
- ③ 成果物に関する知的財産権の取得・行使によって、他の大学や研究機関等における教育・研究活動が阻害されることは避けたい。
- ④ 成果物に関する知的財産権に関して、X 社に独占実施を認めるのであれば、いわゆる不実施補償の支払を求めたい。
- ⑤ 成果物に関して特許出願を行う場合、費用は X 社に負担してもらいたい。
- ⑥ 成果物に関する知的財産権に関して、X 社に譲渡または独占実施を認める場合、X 社が当該特許発明を実施せず、特許発明がいわば塩漬けになってしまうことは回避したい。
- (4) 上記について、特に(1)成果物に関する権利帰属、(2)成果物に関する特許出願の費用負担、(3)研究費用の負担、(4)不実施補償の支払の有無が争点となった（その余の点は合意に至った）。X 社としては、共同研究開発の成果としての知的財産権について、自社単独帰属にできるのであれば、(2)～(4)の各費用等の負担に応じるまたは共有にしつつも Y 大学から第三者への実施許諾を認めないことで X 社の独占が維持できるのであれば、(2)～(4)の各費用等の一部は負担することで応じると主張した。
- (5) これに対し、Y 大学としては、研究費の確保を優先したいと考え、(a)研究費は X 社が負担し、(b)成果物に関する権利の帰属は共有とし、出願費用は X 社負担とするのであれば、(c)不実施補償の支払は不要であると主張した。
- (6) この Y 大学の主張に対し、X 社は、これに応じるが、Y 大学の共有持分を X 社の新株予約権●個で購入することができるオプションが欲しい旨主張し、協議の結果、最終的に、その内容で合意することとなった。

図表 37：シーンのイメージ図



本モデル契約書の構成は以下の通り。

図表 38：本モデル契約書の構成

条項		備考
第1条	目的	
第2条	定義	
第3条	役割分担	-
第4条	スケジュールの作成	変更オプション条項（協議会の設置）-
第5条	経費負担	変更オプション条項（各自負担）-
第6条	情報の開示等	
第7条	知的財産権等の帰属および成果物の利用	-
第8条	名称使用	-
第9条	公表	-
第10条	第三者との間の紛争	
第11条	秘密情報義務	
第12条	権利義務譲渡の禁止	
第13条	解除	解除事由としての COC 条項の例
第14条	期間	-
第15条	存続条項	-
第16条	損害賠償	-
第17条	通知	-
第18条	準拠法および紛争解決手続き	変更オプション条項 1（知財調停） 変更オプション条項 2（仲裁）
第19条	協議解決	

イ. ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 39：本契約書の主な論点

論点		概要
1	不実施補償に関する留意点やビジネスプラクティスの記載	<ul style="list-style-type: none"> • 大学との共同研究開発の場合、大学が共同研究開発の結果生じる成果物を活かした事業の実施主体にならないこと、それゆえ事業からの収益に依らずに研究開発の費用を大学外から調達する必要性が高いこと等の理由から、共同研究開発の費用はスタートアップが負担するということが珍しくはない。 • ただし、留意されるべきは、経費をどちらが負担するかという点は、後述する成果物の利用関係（特にスタートアップの独占実施を認めるか否か。）、不実施補償の支払の有無および内容の交渉等と密接に関連している、ということである（例えば、研究開発の費用を全て負担するから不実施補償としての何らかの対価の支払いは発生させない、といった交渉がありうる。）。 • そのため、これらの各項目をそれぞれ独立して交渉するのではなく、相互に関連する項目として意識して交渉することが重要となる。

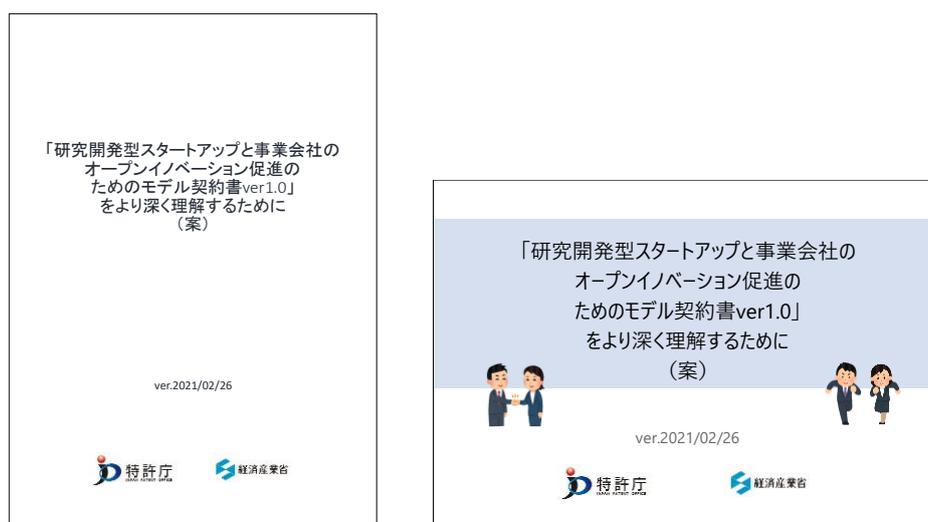
2	新株予約権による経費の支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> • 大学が企業との共同研究開発を行う動機の1つには、研究開発費の獲得があるところ、スタートアップは大手の事業会社ほどの資金力がないことも多く、キャッシュによりその研究開発費用全額を負担することが難しいことも珍しくない。 • しかし、スタートアップは、短期間で大きな成長を目指していくがゆえに、株価が急上昇する可能性をも秘めている。そのため、例えば研究開発費用の一部をスタートアップの新株予約権をもって支払う場合、大学としては、当該スタートアップが成長すれば、実際に生じた研究開発費用よりも多額の価値を有する株式（またはこれを売却した場合の現金。）を取得できる可能性がある。 • また、想定シーンのように、いまだスタートアップのビジネスモデルすらも十分に固まっていない段階では、共同研究開発の成果を活かした事業から得られる売上や利益率を予測することは困難であり、成果から得られるものを大学・スタートアップ間で適切に分配するということが困難である。しかし、新株予約権による支払を認める場合には、共同研究開発の成果を活かした事業の成果がスタートアップの株価に反映されていくこととなるため、「共同研究開発の成果の適切な分配」という観点においても、新株予約権による支払にはメリットが大きいものといえる。 •
---	--------------------	---

3	共同研究における対価の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> • 大学と共同研究契約を締結する際、その対価は、直接経費、間接経費というコストの積み上げで決定されることが多い。ここでいう直接経費、間接経費は、当該共同研究を遂行する上で大学が追加的に直接的、間接的に負担することとなる経費を指しており、共同研究の対価は実費負担のみという整理である。 • この考え方は、国からの競争的研究費（補助金や委託費）で採用されており、かつ、競争的研究費においては合理的といえるが、適正な利益獲得が前提とされ、知的資産への適切な価値づけがなされている民間企業同士の取引では一般的とはいえない。 • 2020年6月30日に文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」が出され、共同研究契約の対価設定方法として、コスト積み上げ方式に加え、総額方式やタイムチャージ方式、さらには成功報酬や成果報酬の採用が可能である旨の紹介及び提言がなされた。それを受け、多くの大学において本ガイドラインを踏まえた柔軟性のある対価設定が導入・検討されている。
4	知的財産権の帰属及び成果物の利用方法について	<ul style="list-style-type: none"> • 本モデル契約では、両者の利益の最大化を目指すべく、以下の点に留意した。 <ol style="list-style-type: none"> ① スタートアップの上場やM&Aの障害とならないよう、共同発明の結果生じた「本発明」については、スタートアップの独占的な実施が確保できるようにしたこと。 ② スタートアップは様々な会社と迅速にアライアンスを締結していく必要性が高いため、事前の大学の同意がなくとも第三者に「本発明」の実施許諾を行うことができるようにしたこと。 ③ 他方、大学がスタートアップと共同研究開発を行う動機の1つには研究開発費の獲得という点があるところ、本モデル契約においては前述のように研究開発費用の一部を新株予約権による支払としているため、大学にとっても、スタートアップの成長は獲得できる研究開発費用を増額できることにつながり、上記①および②は大学の利益にも資すること

2. モデル契約書の読み方ガイダンス（仮称）の策定

「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方やOIに必要な考え方の理解を促進するための資料としてガイダンス（仮称）を作成した。なお、ガイダンス（仮称）は読みやすさの観点からデザインを工夫し、表紙デザインおよび全体レイアウトを2案作成した。

図表40：ガイダンス（仮称）の表紙デザイン2案



ガイダンス（仮称）は、事業会社（知財・法務担当など）、スタートアップ（特に、新規性のあるコア技術を基に事業を興そうとするスタートアップ）、スタートアップ支援者（VCなど）を主な想定読者として作成した。内容については、想定読者がOIに取り組む際に重要となるポイントについて理解できるように簡潔かつ具体的なものとした。はじめに、OIに取り組む際に意識すべき「価値軸」を示したうえで、モデル契約書はゴールデンスタンダードではなく、あくまで選択肢の一つであることを強調した。加えて、事業会社とスタートアップの契約において山場となり得る対価設定の交渉を読み物形式で記載することで、契約書およびその解説のみでは理解が難しい実務上のポイントについて理解できるように留意した。なお、ガイダンス（仮称）に加えて、セミナー等での発表資料を想定した資料を作成した。

禁 無 断 転 載

令和2年度産業財産権制度問題調査研究報告書

オープンイノベーションを促進するための技術分野
別契約ガイドライン（AI等）に関する
調査研究報告書

令和3年2月

請負先 株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電話 03-5877-7373

FAX 03-3273-6529

URL <https://www.nri.com/jp>

E-mail① k-komamura@nri.co.jp

E-mail② n-wada@nri.co.jp